

当別町障がい福祉基本計画



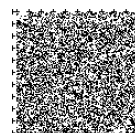
障がい者基本計画

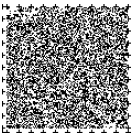
(第3次：平成24年度～平成29年度) (平成27年3月見直し)

障がい福祉計画

(第4期：平成27年度～平成29年度)

当 別 町





はじめに

当別町では、平成18年度から障がい者の施策全般にわたる基本的な事項を定めた「障がい者基本計画」と障がい福祉サービスに関する数値目標を定めた「障がい福祉計画」をセットにした「当別町障がい福祉基本計画」を策定し、計画の基本理念である「障がいをもつ方が地域でいきいきと生活できるような自立生活を支えます」、「みんなが共に支え合い安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざします」、「地域の支援力を高めます」の実現に向けて推進してまいりました。

近年、障がいのある方々を取り巻く状況が変わる中、障害者自立支援法の改正、障害者虐待防止法、障害者差別解消法の成立など、国の障がい者制度は整備されてきております。

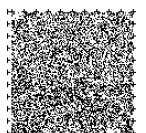
今回、第3期障がい福祉計画が平成26年度で終了するため、こうした国の制度改革の動向も注視しながら、第4期障がい福祉計画を策定すると共に第3次障がい者基本計画についても見直しを行いました。

障がいのある方も健常な方もすべての方が等しく住み慣れたまちで暮らせるよう、町民のニーズや社会状況の変化に対応しながら、みんなが共に分かり合い、支え合いながら地域ぐるみで支援する体制づくりや障がい者の尊厳や権利を守るための施策などを推進し、本計画の実現に向け努力してまいりますので、引き続き町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画の策定にあたり多大なご尽力を頂きました当別町障がい者福祉基本計画作成委員会の皆様をはじめ、アンケート調査、ヒアリングにご協力くださいました町民の皆様、福祉関係団体の方々に心から厚く御礼申し上げます。

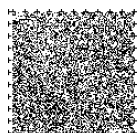
平成27年3月

当別町長 宮司 正毅

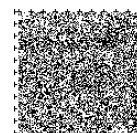


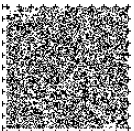
目次

第1編 総論	1
I 計画策定にあたって	3
1 策定の趣旨	3
2 計画の性格・位置づけ・名称	4
1) 障がい者基本計画と障がい福祉計画の関係	4
2) 計画の名称と期間	5
3) 策定の視点	5
4) 計画策定の体制	6
II 障がい者を取り巻く現状と課題	7
1 障がいをもつ方の現状	7
1) 町の人口動向	7
2) 障がいをもつ方の動向	8
2 アンケート調査等からの障がい福祉ニーズ	14
1) アンケート調査からみた障がいをもつ方の現状やニーズ	14
2) 関係者団体・事業所等からの課題や提案	23
3 障害者総合支援法のサービスの現状と目標量の達成度	27
1) 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）の目標量 と達成度	27
2) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）の 目標量と達成度	28
4 障がい者地域自立支援協議会の活動	31
5 計画策定のための課題	34
第2編 基本的な考え方と施策展開	
【障がい者基本計画】	35
I 基本理念と方針	37
1 基本理念	37
2 基本方針	37
3 施策の体系	38
II 施策の展開	39
1 地域で支えます	39
2 障がいをもつ方の自立した地域生活・家族を支えます	41
3 働くことを支えます	42
4 発達を支えます	43
5 障がいをもつ方の権利が守られるまちづくりを目指します	44
III 計画の推進に向けて	45

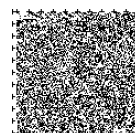


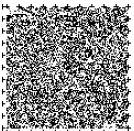
第3編	計画の目標値・サービスの見込量	
	【障がい福祉計画】	47
I	平成29年度の目標	49
II	サービス提供に対する基本的な考え方	51
	1 サービスの体系	51
	1) 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）	51
	2) 児童福祉法のサービス	52
	3) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）	52
	2 サービスの内容	53
	1) 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）	53
	2) 児童福祉法のサービス	55
	3) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）	55
III	サービスの見込み量と確保の方策	57
	1 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）	57
	1) 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付） の見込み量	57
	2) 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付） の提供体制確保の方策	58
	2 児童福祉法のサービス	60
	1) 児童福祉法のサービスの見込み量	60
	2) 児童福祉法のサービス提供体制確保の方策	60
	3 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）	61
	1) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業） の見込み量	61
	2) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業） の提供体制確保の方策	63
	資料編	65
I	障がい福祉基本計画策定の経過	67
II	障がい福祉基本計画作成委員会設置要綱	68
III	障がい福祉基本計画作成委員会名簿	69





第1編 総論





I 計画策定にあたって

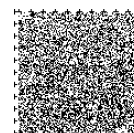
1 策定の趣旨

当別町では、障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策を総合かつ計画的に推進することを目的とした障害者基本法に基づく「障がい者基本計画」（計画年度：平成24年～29年度）と自立支援給付等の提供体制及び円滑な実施の確保を目的とした障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」（計画年度：平成24年～26年度）をセットにした「当別町障がい福祉基本計画」を策定しました。

本計画は、「障がい福祉計画」が平成26年度に満了となるため平成27年度からの計画を策定するとともに「障がい者基本計画」についても国等の障がい者施策や障害者自立支援法に基づくサービスの利用者等のニーズを踏まえ見直したものであります。

◆障がい者施策に関する各種制度等の変遷

- ◇『障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）』の施行（平成24年10月）
- ◇『第2期北海道障がい者基本計画（平成25～34年度）』の策定（平成25年3月）
- ◇『障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）』の施行（平成25年4月）
- ◇『障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）』の施行（平成25年4月）
- ◇『障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）』の制定（平成25年6月制定、施行は一部の附則を除き平成28年4月）。
- ◇『障害者基本計画（第3次計画：平成25年度～平成29年度）』の策定（平成25年9月）
- ◇『改正障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律）』の施行（平成28年4月（一部公布日又は平成30年4月）施行）



2 計画の性格・位置づけ・名称

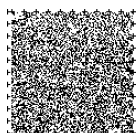
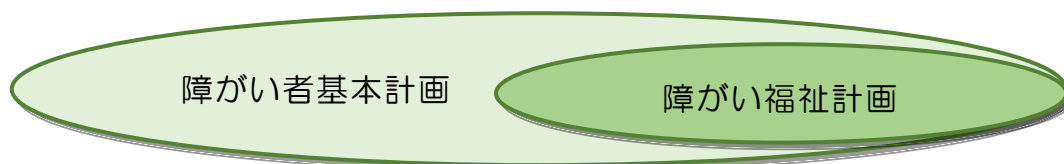
1) 障がい者基本計画と障がい福祉計画の関係

障がい者基本計画と障がい福祉計画の法的根拠、計画の性格は一部異なりますが、障がい者施策を推進していくという方向性は同じになります。

【計画の位置づけ】

	障がい者基本計画	障がい福祉計画
法的根拠	障害者基本法	障害者総合支援法
計画の性格	障がい者の施策全般にわたる基本的な事項	障害福祉サービス等に関する3年間の実施計画
国・道の計画との関係	国の障害者計画及び道の障害者計画を基本にして策定	国の基本指針に即して作成し、各市町村障害福祉計画を積み上げていく形で道の障害福祉計画を策定
計画期間	中長期・当別町は6ヵ年	3ヵ年

【2つの計画の概念】



2) 計画の名称と期間

【計画の名称と期間】

当別町は、これまで平成23年度（平成24年3月）に「当別町障がい福祉基本計画」を策定し、「第3次障がい者基本計画（計画年度：平成24～29年度）」、「第3期障がい福祉計画（計画年度：平成24～26年度）」について、取り組んできました。

本計画では、障がいを取り巻く環境や制度変化等の動きに応じた「第4期障がい福祉計画（計画年度：平成27～29年度）」を策定するとともに、「第3次障がい者基本計画（計画年度：平成24～29年度）」について見直しました。

	年度											
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
当別町 障がい者基本計画	第2次計画 (平成18～23年度)						第3次計画 (平成24～29年度)					
当別町 障がい福祉計画	第1期 (平成18～ 20年度)		第2期 (平成21～ 23年度)			第3期 (平成24～ 26年度)			第4期 (平成27～ 29年度)			

3) 策定の視点

本計画の策定の見直しにあたっての基本的な視点は次のとおりです。

(1) 国・道の計画を踏まえた計画

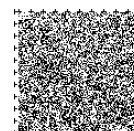
障害者自立支援法の改正や障害者差別解消法などの制定及び北海道障害者基本計画（平成25年度～平成34年度）を踏まえて、当別町の障がい者福祉施策を計画的に推進するための計画として策定します。

(2) 社会経済環境の変化に対応した計画

障がいをもつ方が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、障がいのニーズや地域資源の現状も踏まえながら、障がい者を取り巻く社会環境の変化に対応した計画として策定します。

(3) 障がい者のニーズを踏まえた計画

アンケート調査や関係団体・事業所等へのヒアリング調査から障がい者のニーズを分析し、これらを反映させた計画として策定します。



(4) 現在の計画に対する評価を反映

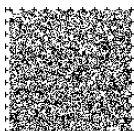
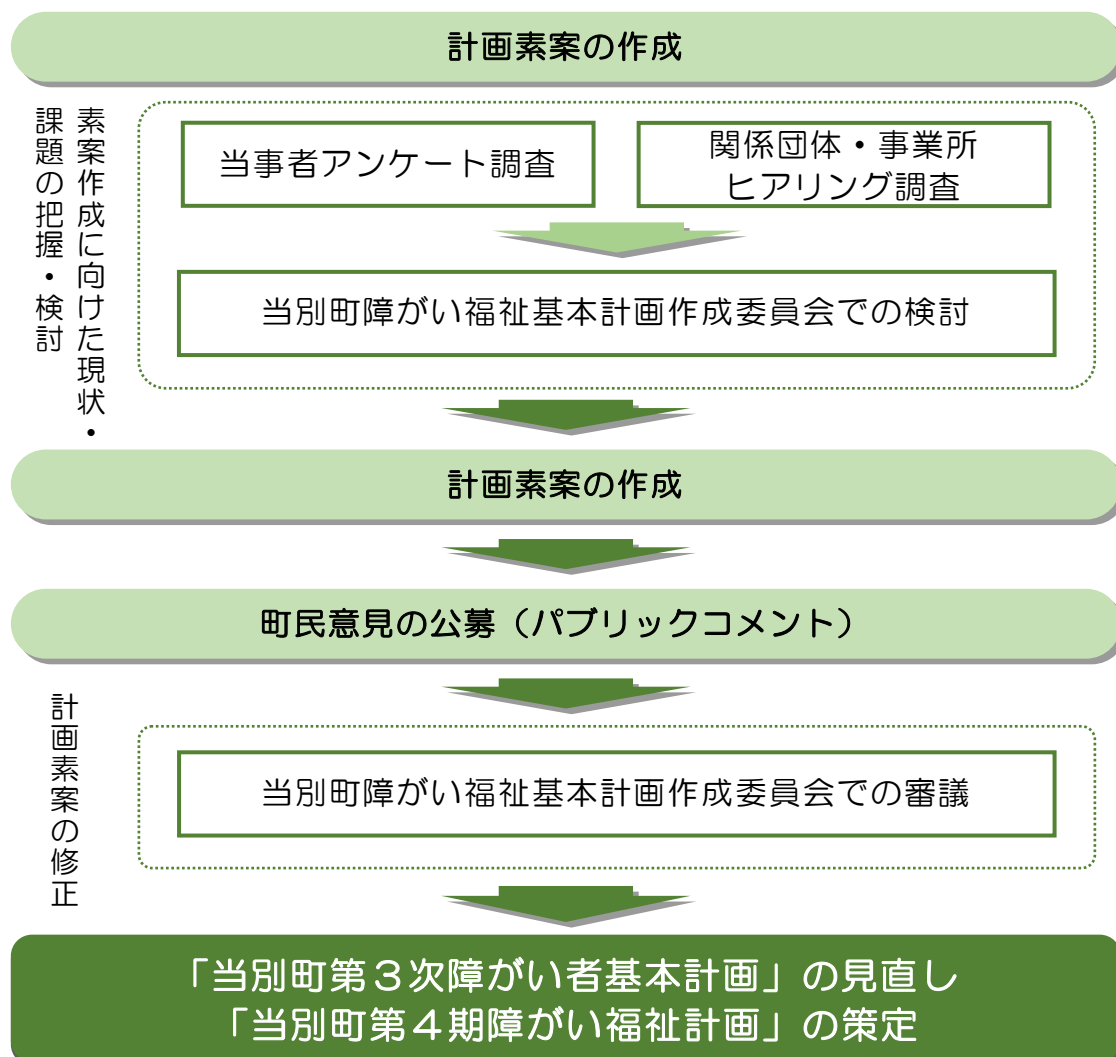
現在の計画内容の実施状況を把握するとともに、国の基本方針に則した障がい福祉サービスの目標値やサービス見込み量の進捗状況等の分析・評価をし、その内容を反映させた計画として策定します。

4) 計画策定の体制

計画策定にあたっては、当事者や関係団体からのニーズや提案把握のためのアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

その上で、「当別町障がい福祉基本計画作成委員会」において検討を重ねるとともに、計画素案を町民意見の公募（パブリックコメント）にかけ、広く町民からの意見についても反映します。

【検討の流れと計画の策定体制】



Ⅱ 障がいを取り巻く

現状と課題

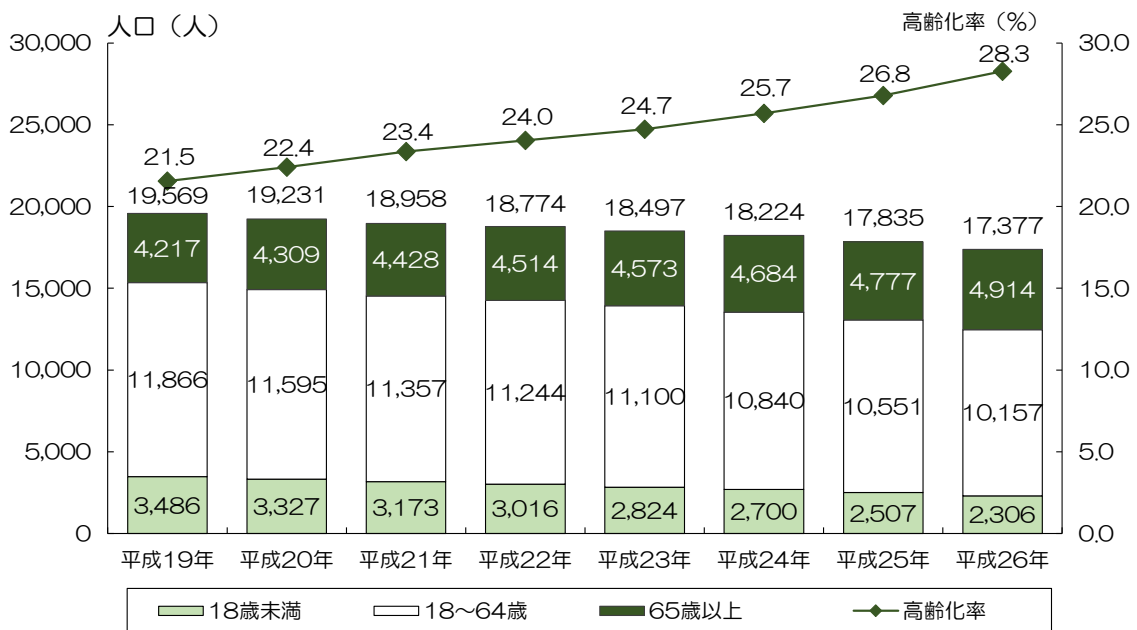
1 障がいをもつ方の現状

1) 町の人口動向

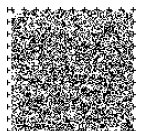
当別町の人口は、平成26年（4月1日現在）では17,377人となっており、近年緩やかな減少傾向が続いています。

65歳以上の高齢者は増えており、平成26年は4,914人となっており、高齢化率でみると平成26年は28.3%と年々高くなっています。

当別町の人口の推移



資料：当別町資料（以降同様）



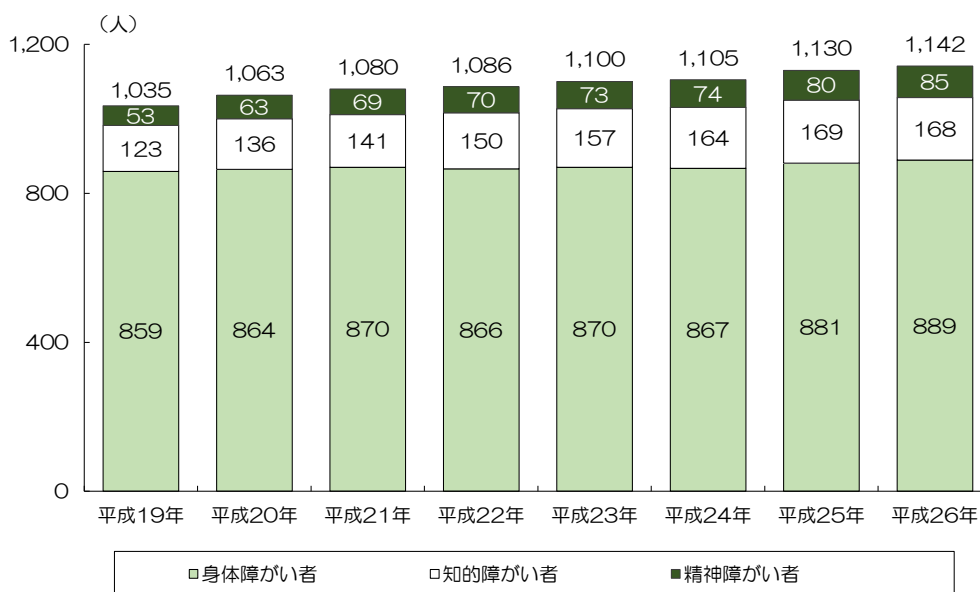
2) 障がいをもつ方の動向

(1) 障がい種別障害者手帳所持者数

3障がい(身体、知的、精神)者の総数は、平成26年(4月1日現在)で1,142人となっています。

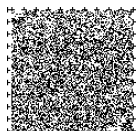
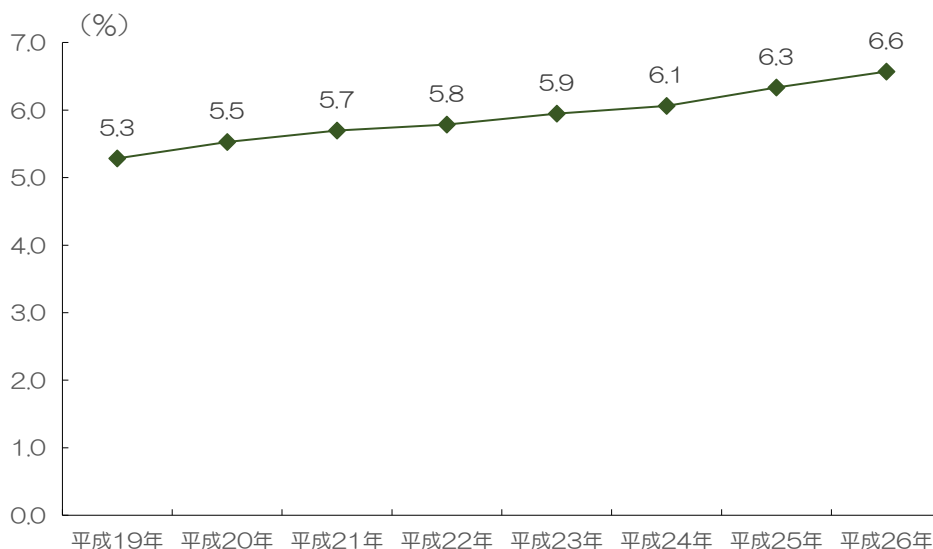
障がい種別で見ると、身体障がい者が最も多く平成26年は889人で全体の77.8%、次いで知的障がい者は168人で全体の14.7%、精神障がい者は85人で全体の7.4%を占めています。

障害者手帳所持者数



当別町の全人口に対する障害者手帳所持者数の割合は、平成26年は6.6%で、年々その割合は増加しています。

人口に対する障害者手帳所持者の割合

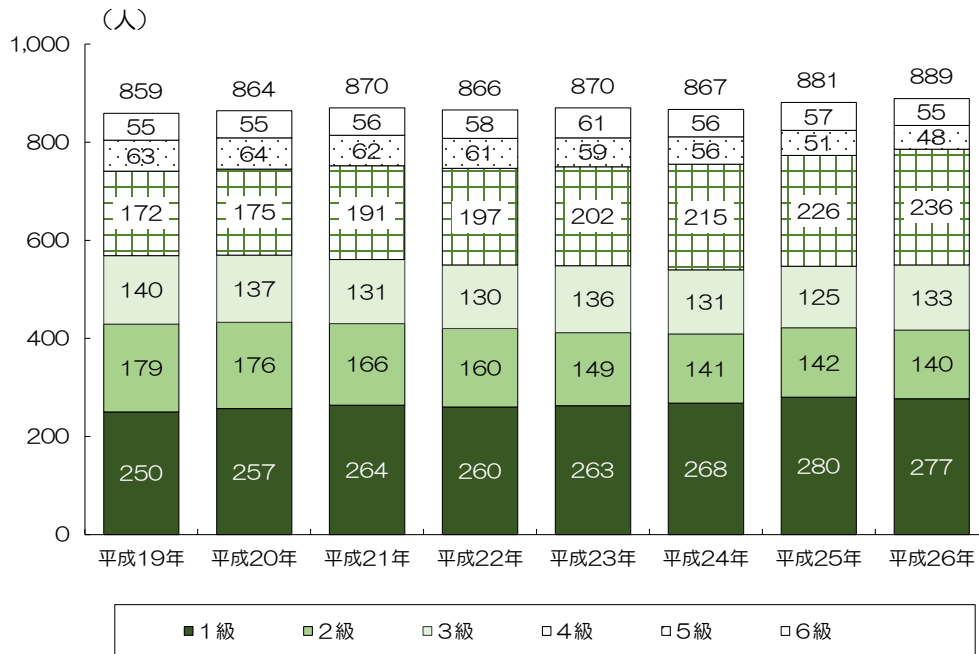


(2) 身体障がい者

<等級別>

平成26年の身体障害者手帳所持者は889人で、等級別では重度障がい者（1級、2級）が46.9%で、半数近くを占めています。

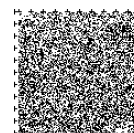
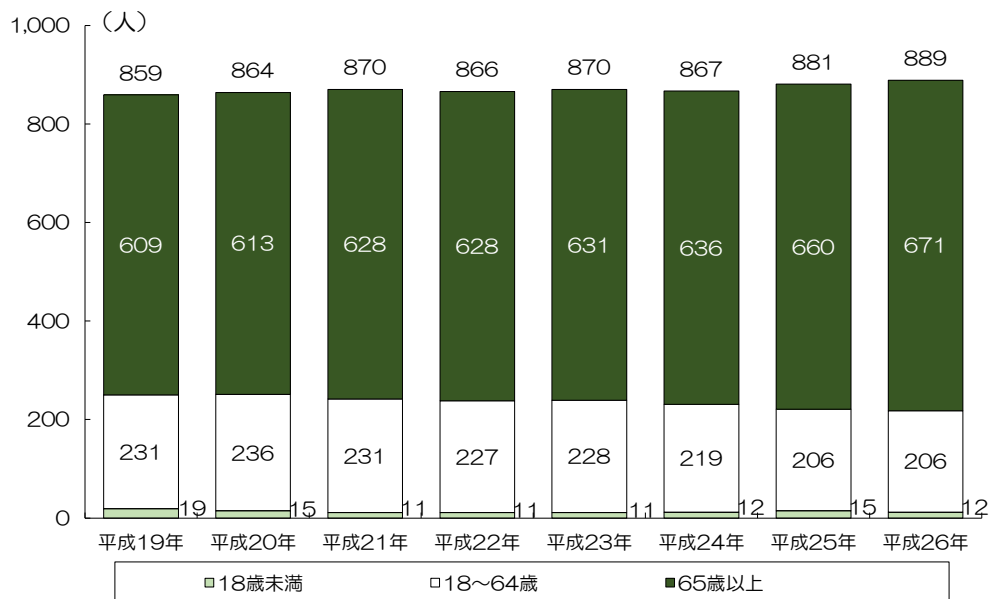
等級別身体障がい者数



<年齢階層別>

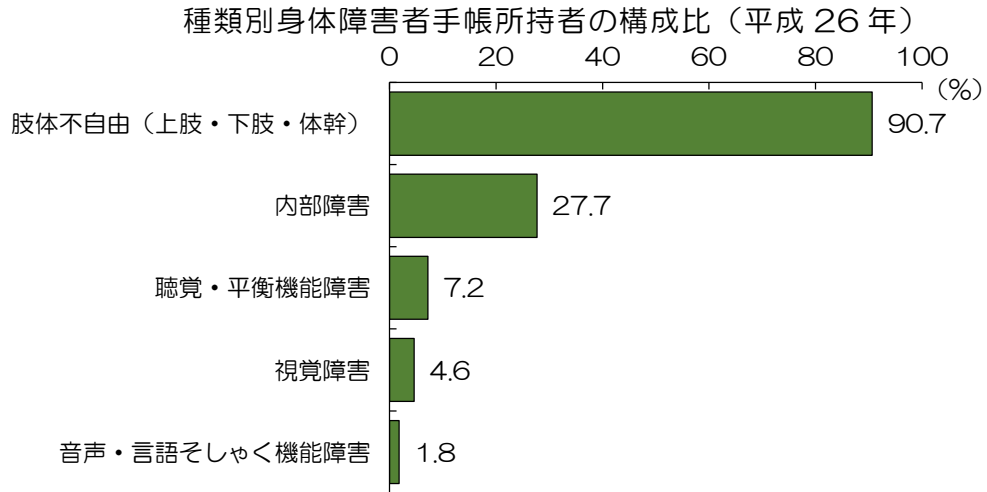
年齢階層別では、65歳以上の高齢者が平成26年は671人で、全体の75.5%で大半を占めており、またその比率も年々増加しています。

年齢階層別身体障がい者数



<種類別>

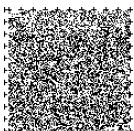
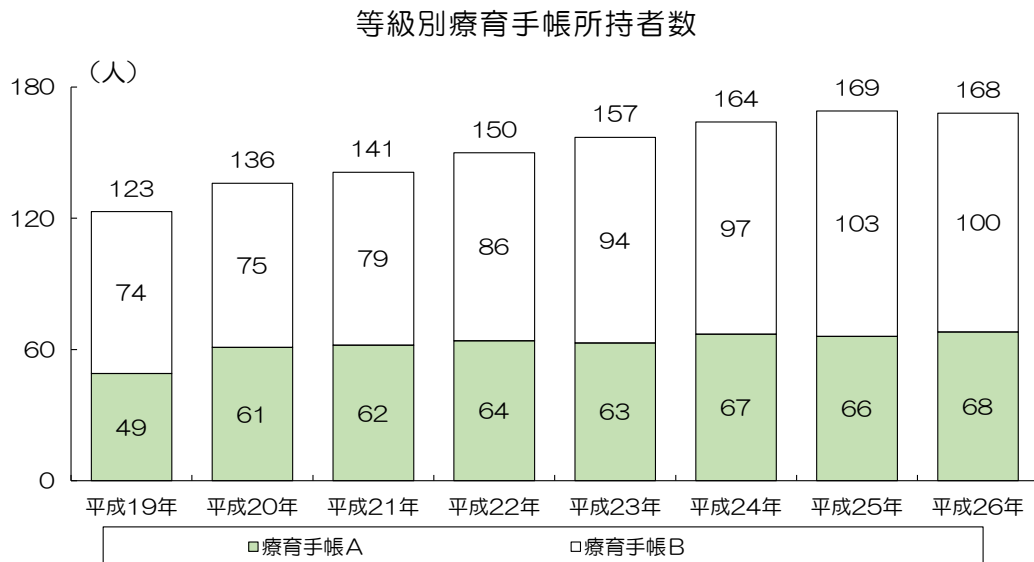
種類別では、「肢体不自由（上肢、下肢、体幹）」が90.7%と最も多く、次いで「内部障害」が27.7%、「聴覚・平衡機能障害」が7.2%となっています。



（3）知的障がい者

<等級別>

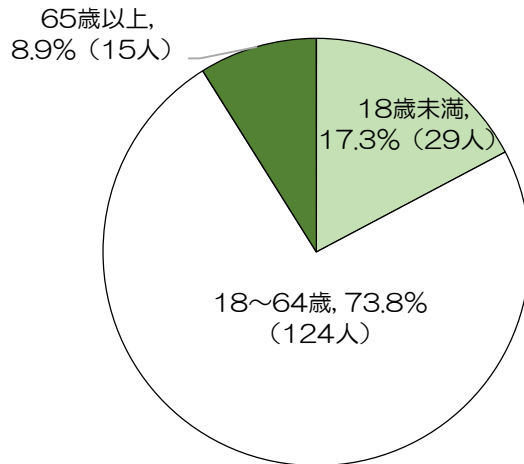
平成26年は、療育手帳所持者は168人で、等級別では、療育手帳A（重度）が68人で全体の40.5%、療育手帳B（軽度）が100人で59.5%を占めています。



<年齢階層別>

年齢階層別では、「18～64歳」が73.8%と最も多く、次いで「18歳未満」が17.3%、「65歳以上」が8.9%となっています。

年齢階層別療育手帳所持者数

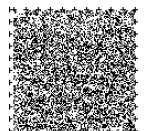
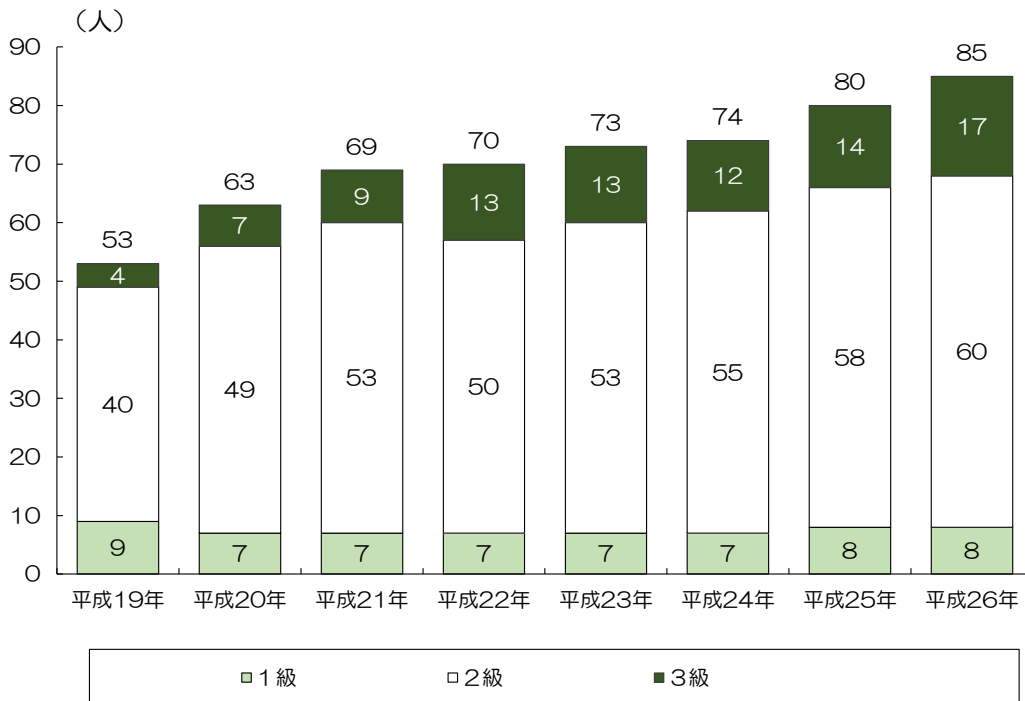


(4) 精神障がい者

<等級別>

平成26年の精神障害者保健福祉手帳所持者は85人で、等級別では「2級」が60人と最も多く全体の70.6%を占めています。

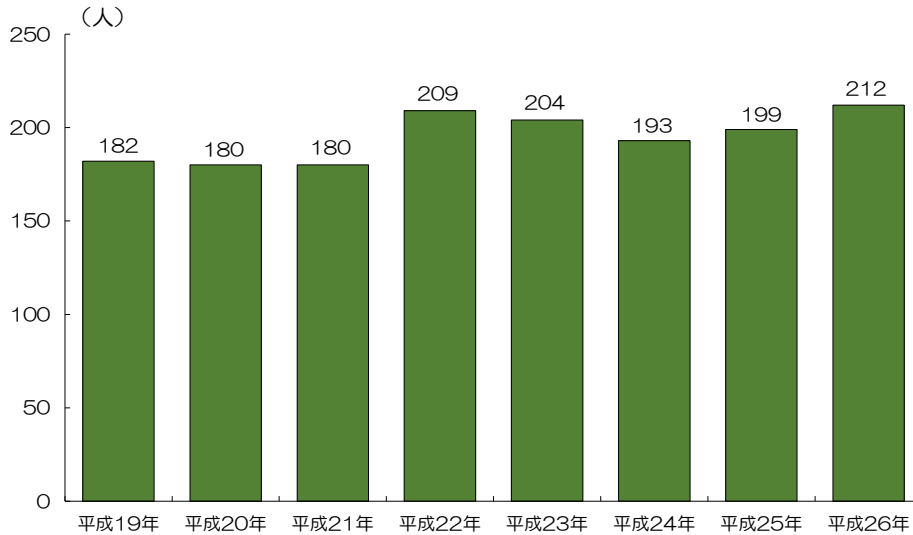
等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数



<障害者自立支援医療（精神通院）受給者数>

障害者自立支援医療（精神通院）受給者数は近年横ばいとなっており、平成26年は212人となっています。

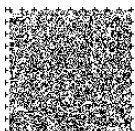
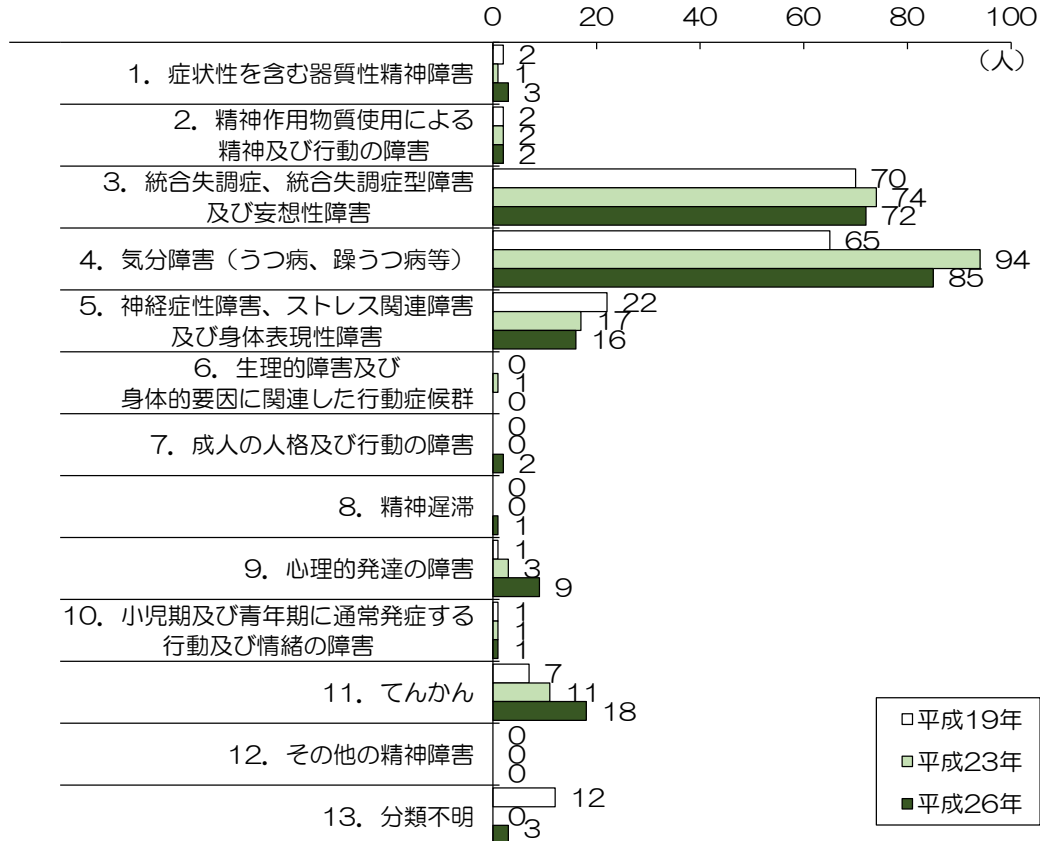
障害者自立支援医療（精神通院）受給者数



<疾病別>

疾病別では、「気分障害（うつ病、躁うつ病等）」が85人と最も多く全体の40.1%を占めており、次いで「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が72人で34.0%を占めています。

疾病別障害者自立支援医療（精神通院）受給者数

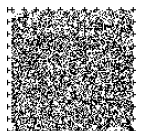
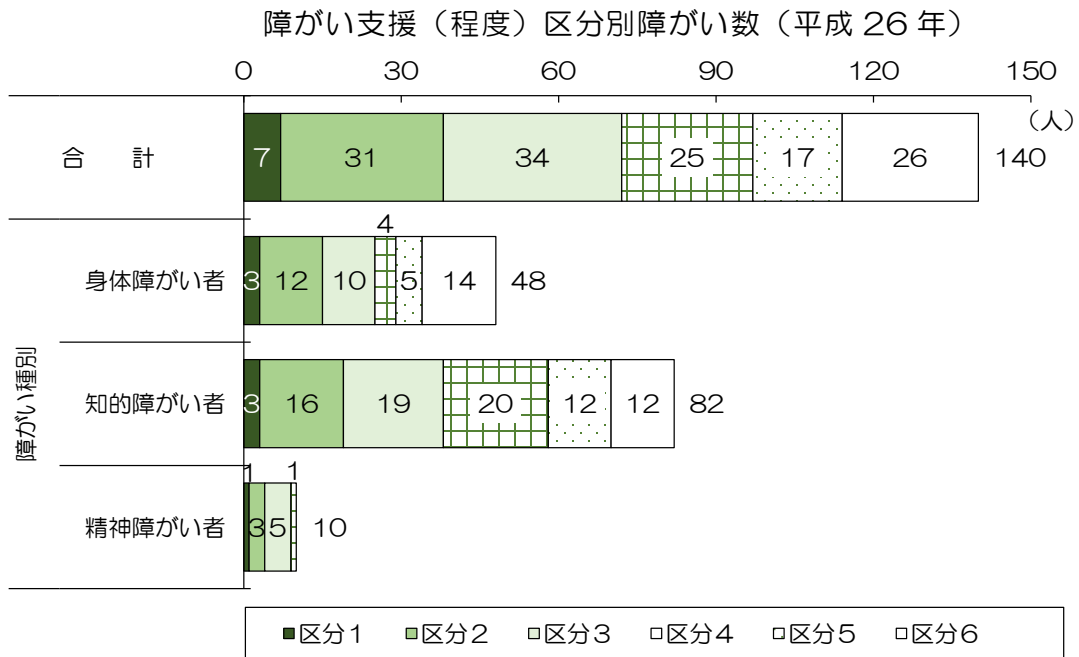


(5) 障害支援（程度）区分

<等級別>

平成26年の障害支援（程度）区分認定者数は140人で「区分3」が34人で全体の24.3%を占めており最も多く、次いで「区分2」が31人で全体の22.1%を占めています。

障害い種別認定者数をみると、「知的障害い者」が82人と最も多く、次いで「身体障害い者」は48人、「精神障害い者」は10人となっています。



2

アンケート調査等からの 障がい福祉ニーズ

1) アンケート調査からみた障がいをもつ方 の現状やニーズ

調査概要

【目的】

「当別町障がい福祉基本計画」の策定に先立ち、当別町の障がい者の生活実態や障がい施策に対する意識・意向等を把握し、町が今後取り組むべき方向性や町に期待されている障がい施策等の検討・立案に資するため、障がい者を対象とするアンケート調査を実施しました。

【対象】

居住地が当別町であって、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者。

【調査方法】

郵送調査法によるアンケート調査。

【調査期間】

平成26年6月17日～7月14日

【回答者数】

配布数：1,105票

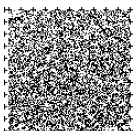
回答数：584票

回答率：52.9%

有効回答数：530票

(内訳:身体障がい者413票、知的障がい者76票、精神障がい者37票)

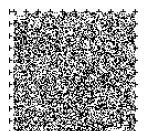
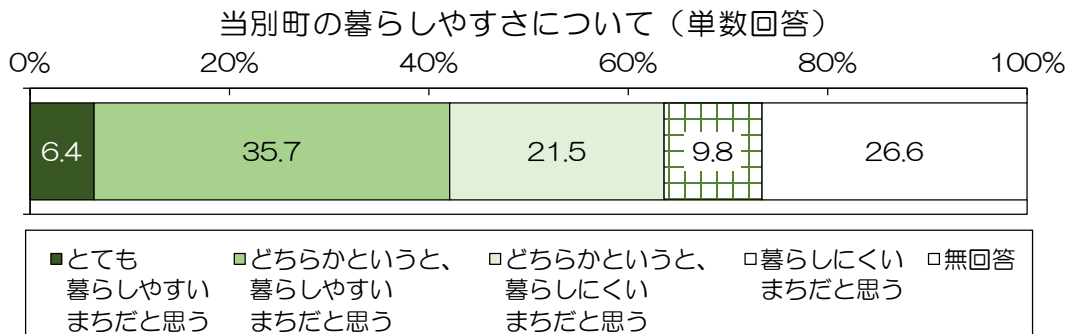
有効回答率：47.9%



①当別町の暮らしやすさについて

当別町の暮らしやすさについて、全体では「とても暮らしやすいまちだと思う」が6.4%、「どちらかというと、暮らしやすいまちだと思う」が35.7%で、あわせて42.1%が暮らしやすいという評価をしています。

一方、全体で暮らしにくい（「どちらかというと暮らしにくいまちだと思う」＋「暮らしにくいまちだと思う」）という評価が31.3%となっており、障がい者にとって暮らしやすいまちづくりを引き続き強化していく必要があります。

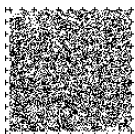
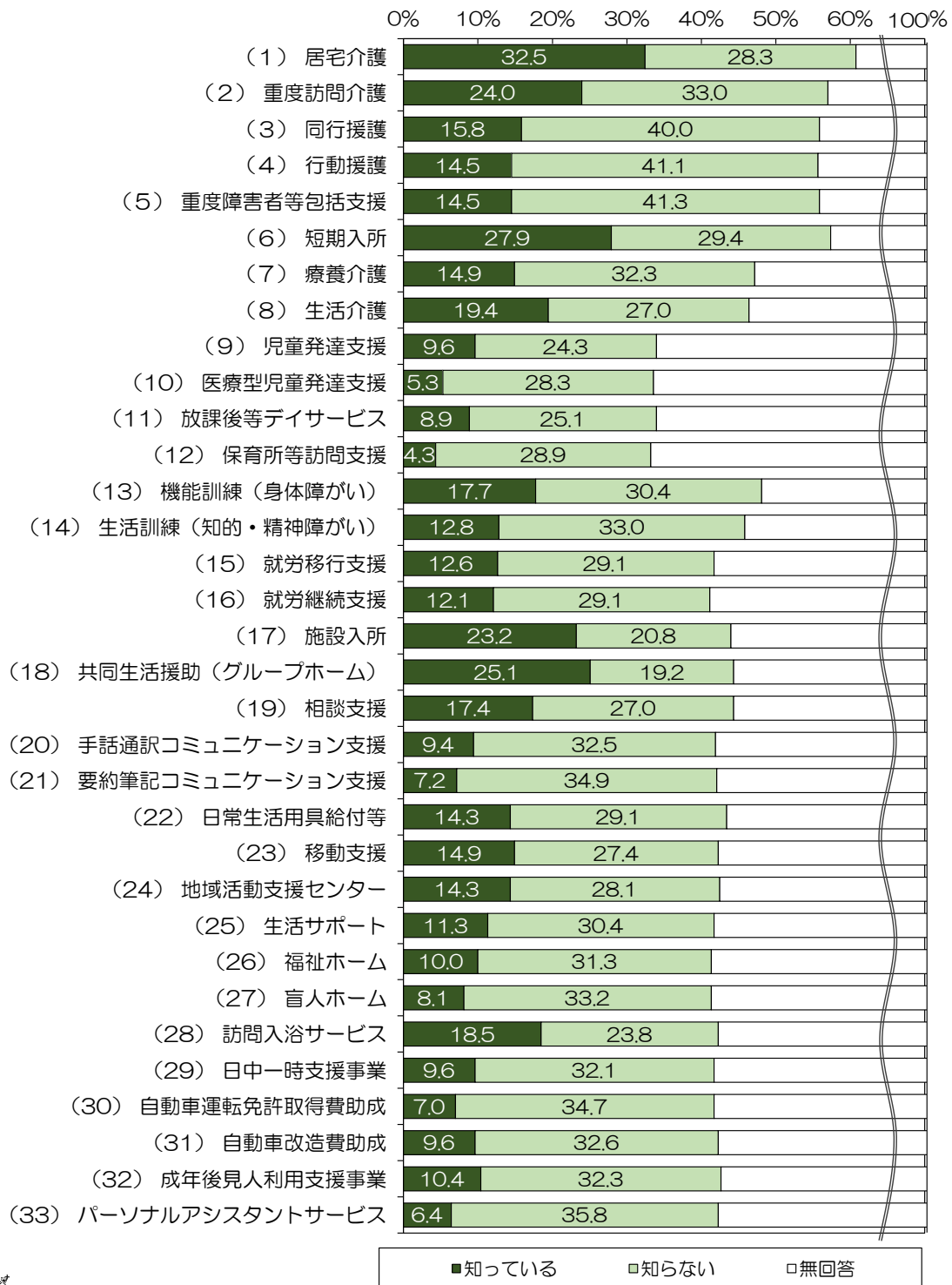


②福祉サービスの認知度・利用状況・利用意向

【福祉サービスの認知度】

福祉サービスの認知度は、「知っている」割合が高いのは、「(1) 居宅介護」が最も多く32.5%、次いで「(6) 短期入所」が27.9%、「(18) 共同生活援助（グループホーム）」が25.1%となっています。

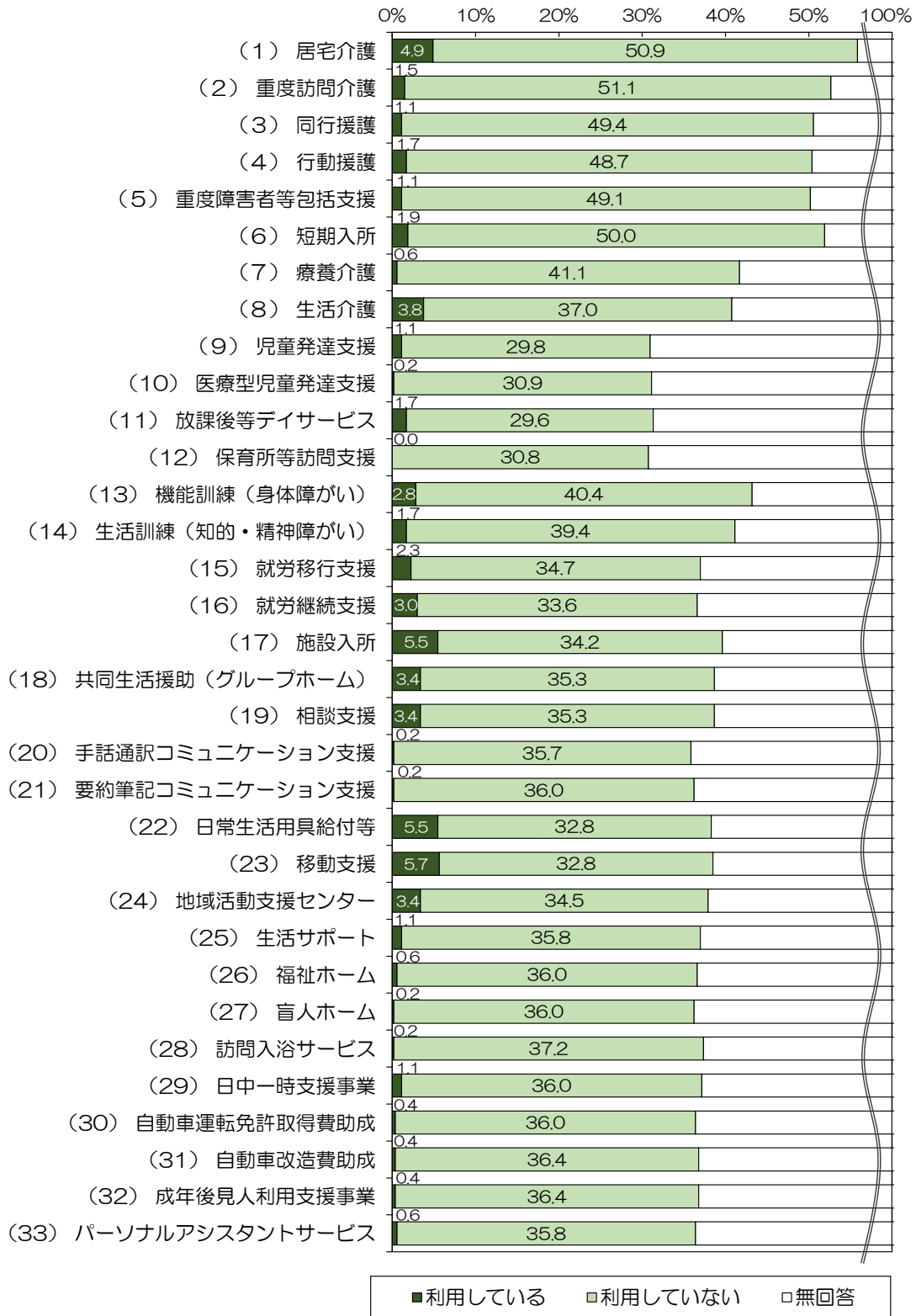
福祉サービスの認知度（単数回答、N=530）



【福祉サービスの利用状況】

福祉サービスの利用状況は、「(23) 移動支援」が5.7%で最も多く、次いで「(17) 施設入所」、「(22) 日常生活用具給付等」が5.5%となっています。

福祉サービスの利用状況（単数回答、N=530）



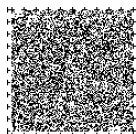
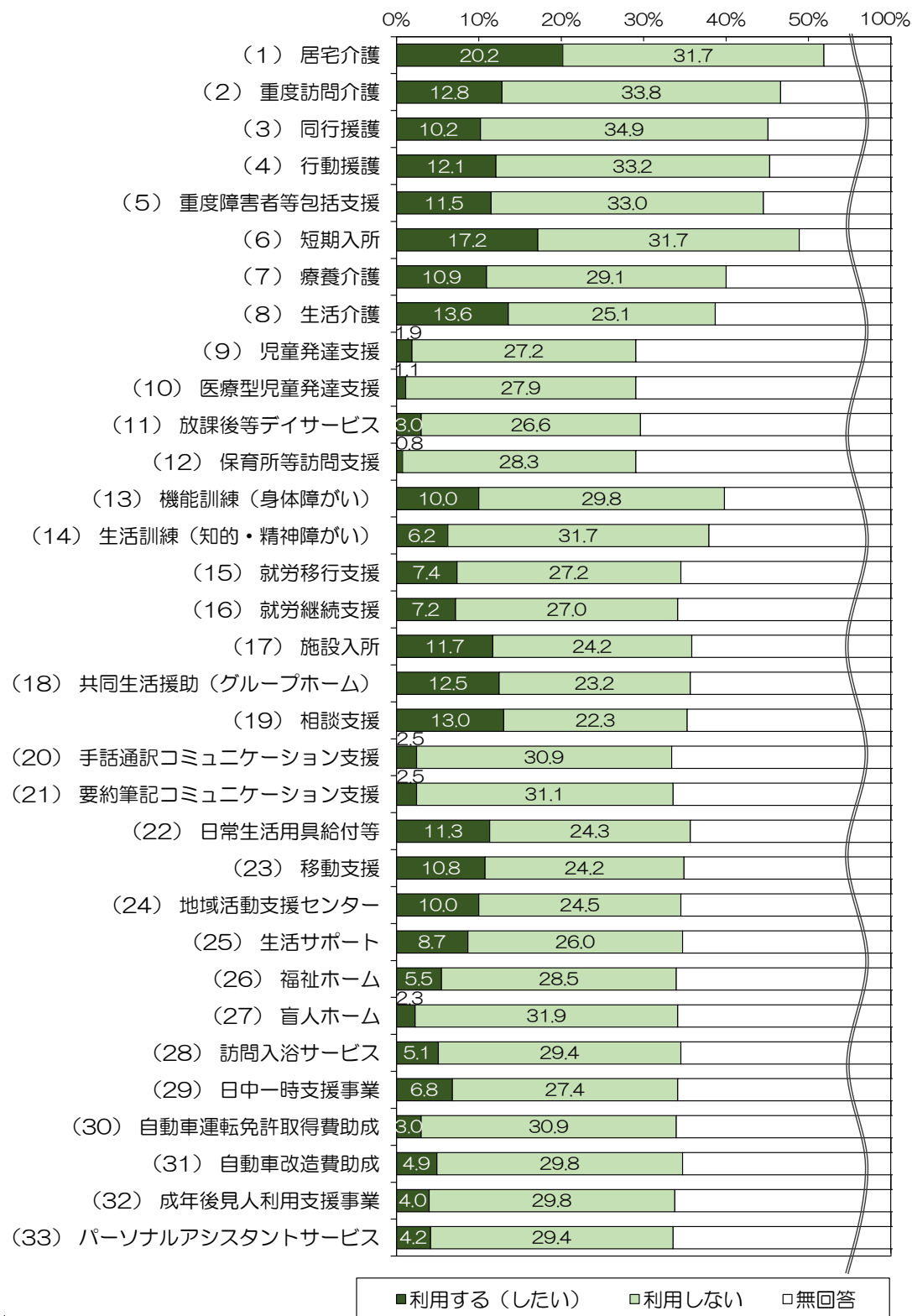
■利用している □利用していない □無回答



【福祉サービスの今後の利用意向】

福祉サービスの今後の利用意向は、「(1) 居宅介護」が最も多く20.2%、次いで「(6) 短期入所」が17.2%、「(8) 生活介護」が13.6%となっています。

福祉サービスの今後の利用意向（単数回答、N=530）

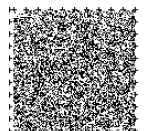
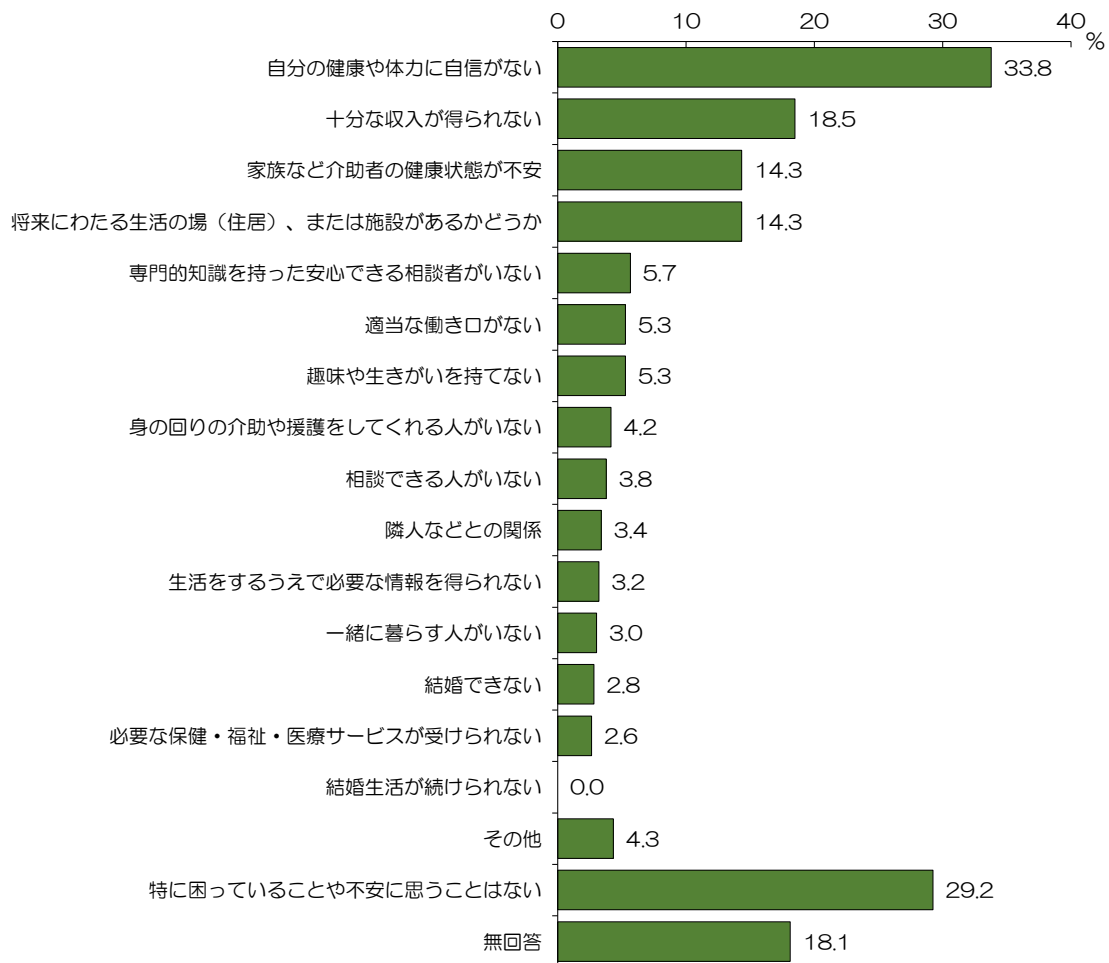


③現在の生活で困っていること

現在の生活で困っていることは、「自分の健康や体力に自信がない」が最も多く33.8%、次いで「特に困っていることや不安に思うことはない」が29.2%、「十分な収入が得られない」が18.5%となっています。

一方、「特に困っていることや不安に思うことはない」が29.2%となっています。

現在の生活で困っていること（複数回答、N=530）

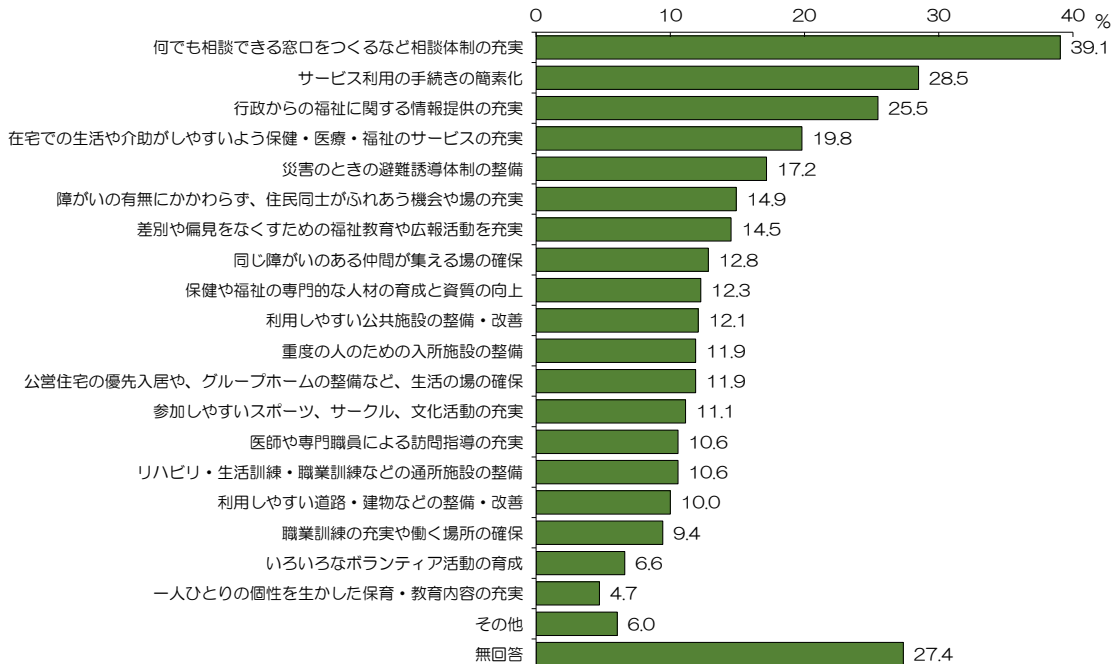


④暮らしやすいまちづくりに必要なこと

暮らしやすいまちづくりに必要なことは、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が最も多く39.1%、次いで「サービス利用の手続きの簡素化」が28.5%、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」が25.5%となっています。

引き続き、障がい者にとって暮らしやすいまちづくり事業を進めていく必要があります。

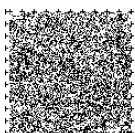
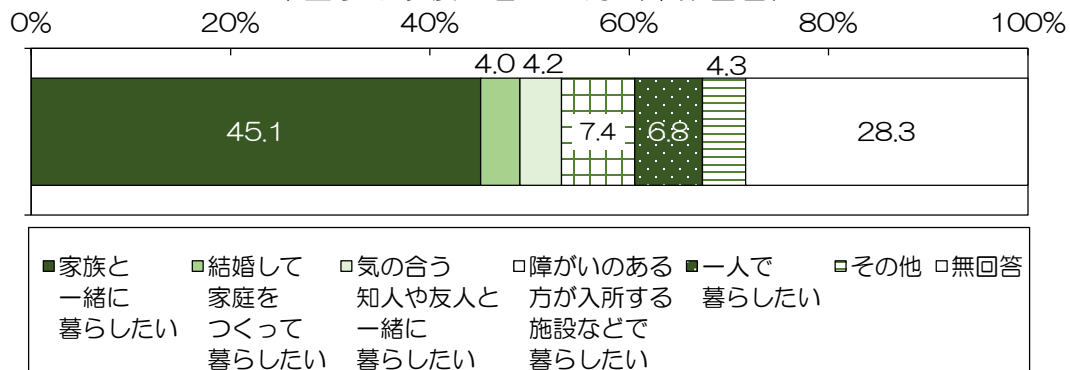
暮らしやすいまちづくりに必要なこと（複数回答、N=530）



⑤希望する今後の暮らし方

希望する今後の暮らし方は、「家族と一緒に暮らしたい」が最も多く45.1%、次いで「障がいのある方が入所する施設などで暮らしたい」が7.4%、「一人で暮らしたい」が6.8%となっています。

希望する今後の暮らし方（単数回答）



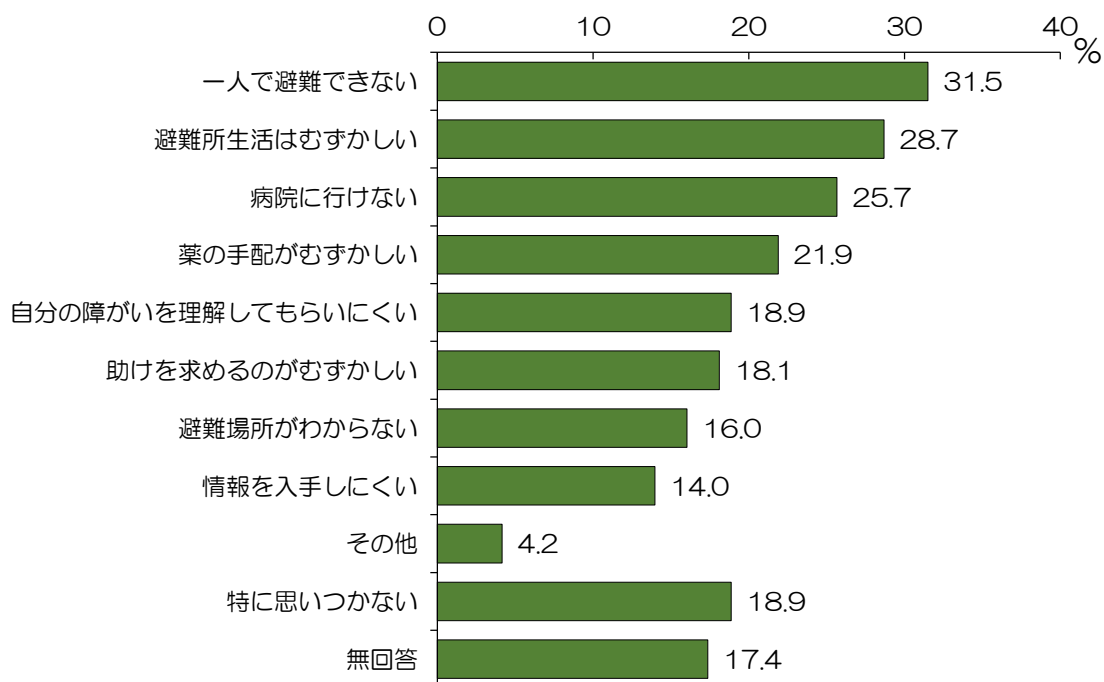
⑥災害時の支援について

【災害時の心配事】

災害時の心配事は、「一人で避難できない」が最も多く31.5%、次いで「避難所生活はむずかしい」が28.7%、「病院に行けない」が25.7%となっている。

「一人で避難できない」が3割を越えており、災害時には避難支援が必要となります。

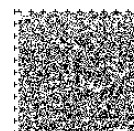
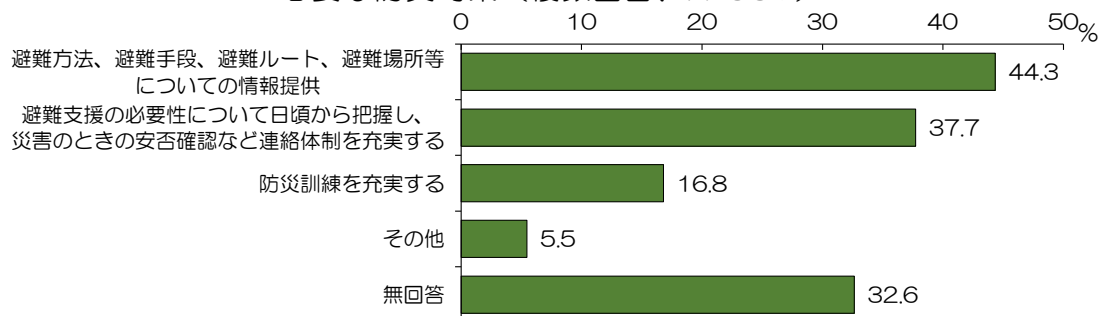
災害時の心配事（複数回答、N=530）



【必要な防災対策】

必要な防災対策は、「避難方法、避難手段、避難ルート、避難場所等についての情報提供」が最も多く44.3%、次いで「避難支援の必要性について日頃から把握し、災害のときの安否確認など連絡体制を充実する」が37.7%、「防災訓練を充実する」が16.8%となっています。

必要な防災対策（複数回答、N=530）

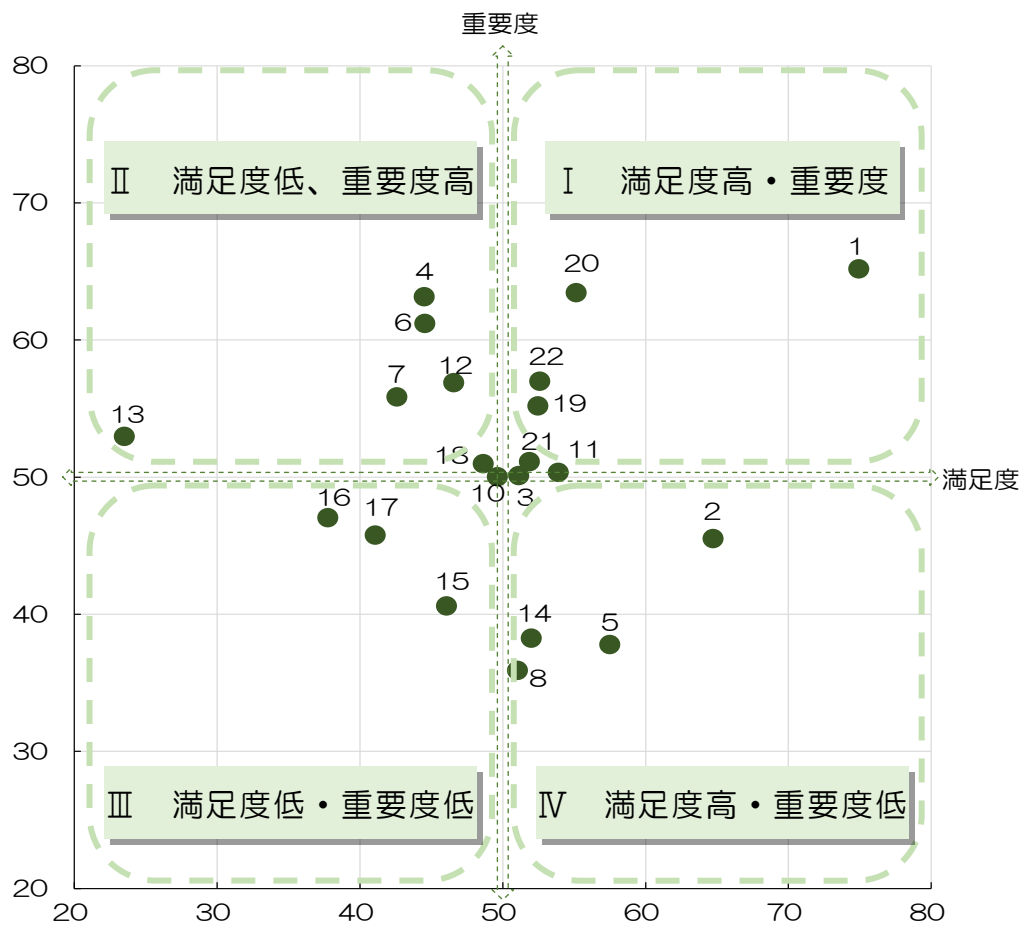


⑦現在の福祉施策に対する評価

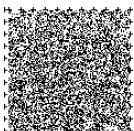
現在の当別町が進めている施策について、当事者からの評価は下図に示すものです。

この中で、満足度は低く、重要度が高い施策としてあげられたのは、「4 安心・安全の確保」、「6 情報提供体制の充実」、「7 福祉教育の推進」、「12 移動手段の充実」、「13 街中におけるバリアフリー環境の整備」で、これらの施策については重要な課題と捉え、特に対策の必要が高いものです。

現在の施策の満足度、これからの重要度



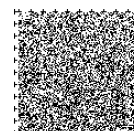
施策名	分類枠	施策名	分類枠
1. 相談体制の充実	I	12. 移動手段の充実	II
2. 支援者の研修会等スキルアップの強化	IV	13. 街中におけるバリアフリー環境の整備	II
3. 障がいに対する理解の促進		14. 事業所の仕事の拡充	IV
4. 安心・安全の確保	II	15. 当別町の特性を生かした働く場の創造	III
5. 地域内交流の促進	IV	16. 企業に対する理解の促進	III
6. 情報提供体制の充実	II	17. 働く環境の支援体制の充実	III
7. 福祉教育の推進	II	18. 障がい等に対する保育・療育体制の充実	
8. 障がいをもつ方のための各種学習機会の充実	IV	19. 障がいをもつ児童の支援・福祉教育の充実	I
9. 当事者の地域活動参加への支援体制の強化	IV	20. 福祉・保健・医療の連携による支援体制づくり	I
10. 自立生活への移行機能の整備		21. 日常生活自立支援事業等の周知活動の充実	
11. 生活支援の充実		22. 虐待防止ネットワーク体制の構築	I



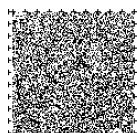
2) 関係者団体・事業所等からの課題や提案

当別町の障がい者支援団体（公共機関・協議会等）、事業所、障がい当事者（クラブ・サークルなど）の23団体をヒアリング調査対象とし、当別町における障がい福祉の現状の課題、今後特に望まれる施策やサービス等についてヒアリング調査を実施しました。主な意見等の要旨は次のとおりです。

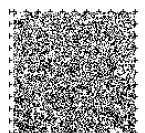
意見等	意見等に対する考え	意見等に対する施策
相談支援事業所について、あまり知られていない。また、高齢者と障がい者の相談を同じところでできればよい。	相談支援事業所のPR不足と考えられ、今後PRに努めるとともに高齢者の相談窓口との連携により総合的に相談に応じたい。	○相談体制の充実
生活の場、働く場、支援の場の3つの整った地域における体制づくりが必要。	地域での支援、地域生活・家族への支援、就労への支援を総合的に行う。	○地域で支えます ○障がいをもつ方の自立した地域生活・家族を支えます ○働くことを支えます
障がいを持つ方で地域とのつながりが薄く、余暇を楽しむことの出来ない方も居るので、イベントやサークル活動などの社会参加がこれまで以上に進んでほしい。	当事者同士の交流やサークル活動の推進を行う。	○当事者の地域活動参加への支援体制の強化
障がいを持つ方への理解が足りないと感じる方もいる。	障がい者に対する理解を促す。	○障がい者に対する理解の促進
障がい者、高齢者の要支援者の徘徊などのときの地域での見守りが重要。	みんなが顔見知りになる挨拶運動などの地域交流が必要。	○地域交流の促進
災害に備えた訓練や災害時のネットワーク体制づくりが必要。	災害時等に備え、日ごろからの繋がりに対応できる仕組みづくりが必要。	○安心・安全の確保



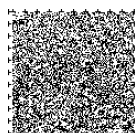
意見等	意見等に対する考え	意見等に対する施策
公共施設やお店でバリアフリーになっていないところもあるが、改修するにも金銭的負担も大きい ため難しい。	すべての施設やお店がすぐにバリアフリーになることは難しいと考えています。そのため、施設やお店側で障がい者に利用できるような配慮が必要と考えています。	○差別の解消
高齢者・障がい者が共に暮らせる住居やグループホームの住まいに関する支援をしてほしい。	住まいや日常生活にかかる相談支援のほか、住まいの場の確保が必要。	○自立生活への移行機能の整備（住まいの場確保等）
町内で行っていないサービスや公的サービスで行っていない民間のサービスを利用する場合、どうすればよいかわからない。	サービス利用に係る相談支援を行うとともに、タイムリーな情報提供が必要。	○情報提供体制の充実
当事者の支援のほか、家族への負担軽減が必要。	家族への負担軽減のため、日中一時支援、短期入所のサービスを行うとともに介護等の負担について相談できる方が必要。	○相談体制の充実
町内における身体障害者用の駐車場やトイレ、スロープの情報がほしい。	地域生活の支援の一つとして、町内の社会資源や有効な情報提供が必要。	○情報提供体制の充実
個々の能力や適正を見つけるためにも、企業などの実習を受け入れてもらいさまざまな仕事を経験したい。	企業の障がい者に対する理解を得るとともに、たくさんの就労体験の機会を提供の支援が必要。	○企業に対する理解の促進 ○働く環境の支援を充実



意見等	意見等に対する考え	意見等に対する施策
障がいの診断が出ていない方（受診しない、させない）や障がいに気がつかない方は、支援が遅れフォローが大変になるので、早期発見、早期療養が必要。	各関係機関との連携強化による早期発見、障がい理解の促進、情報提供の体制づくりが必要。	○障がい等に対する保育 ・療育体制の充実
学齢期から、家庭、学校以外でも安心できる場所、安心できる人を確保する等のサポート体制の構築が必要。	障がいを児童の理解を深めることとともに、障がいをもつ児童の支援体制づくりが必要。	○障がいに対する理解の促進 ○障がいをもつ児童の支援・福祉、教育の充実 ○福祉・保健・医療の連携による支援体制づくり
障がいに対する不安を解消するために各年代（各ライフステージ）ごとの勉強会があればよい。	個々の生活に応じた相談支援を行い、各年代に必要な福祉サービスや制度の周知が必要。	○障がいをもつ方のための各種学習機会の充実 ○福祉・保健・医療の連携による支援体制づくり
家族の介護だけでは限界がある。見守り程度の支援で良い方への、地域での見守り体制が必要。	地域での見守りには、みんなが顔見知りになるなどの地域での交流が必要。	○地域内交流の促進
生徒にも障がいを持っている子にどう接したら良いかなどの福祉教育をしてほしい。	子どもたちが障がいについて知ることが大切と考える。	○福祉教育の推進
虐待等について見守りや情報提供に関し民生児童委員などが担うものは重要となる。	民生委員等の活動を含めた地域での日常的な見守り体制づくりが必要。	○虐待防止ネットワーク体制の構築



意見等	意見等に対する考え	意見等に対する施策
成年後見制度が良く分からない。情報提供の充実が必要。	成年後見制度等について、分かりやすい冊子等の作成など周知活動の充実や相談体制の整備が必要。	○権利擁護の推進
お金の使い方など、生活に見合っていない利用者について、介入できる体制があればよい。	日常生活の相談支援を行うとともに日常生活支援事業の周知、利用の促進が必要。	○権利擁護の推進
家族を含め、認知症に対する理解を深めていかなければならない。	当事者やその家族の地域生活においては、障がい者、認知症の高齢者の要支援者への理解が必要。	○障がいに対する理解の促進
相談場所に行く前に、ネットで相談できる場があるといい。	現在、メールでの相談に依っており、今後、相談支援事業所のPRにおいて、メール相談の周知をしたい。	○相談体制の充実
行政、ケアマネージャー、サービス事業者からも障がい者支援団体、サークル等の入会の案内をしてほしい。	ホームページ、ビラの配布などによる周知を行う。	○情報提供体制の充実



3

障害者総合支援法のサービス

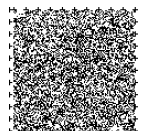
の現状と目標量の達成度

1) 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）の
目標量と達成度

障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）の計画値と実績値の比較は下表に示すとおりです。

計画値に満たなかったもの、あるいは実績値が上回ったものがあり、この状況を鑑み次期計画のサービス見込量を検討する必要があります。

サービス名	平成24年度 (計画値)	平成24年度 (実績値)	進捗率	平成25年度 (計画値)	平成25年度 (実績値)	進捗率	平成26年度 (計画値)
訪問系（月平均）							
居宅介護 (ホームヘルプ)	21 人 124 時間	20 人 157 時間	95.2% 126.6%	23 人 134 時間	20 人 169 時間	87.0% 126.1%	25 人 144 時間
重度訪問介護	0 人 0 時間	0 人 0 時間	-	0 人 0 時間	0 人 0 時間	-	0 人 0 時間
同行援護	3 人 10 時間	1 人 6 時間	33.3% 60.0%	3 人 10 時間	1 人 6 時間	33.3% 60.0%	3 人 10 時間
行動援護	5 人 46 時間	5 人 36 時間	100.0% 78.3%	5 人 46 時間	4 人 33 時間	80.0% 71.7%	5 人 46 時間
重度障がい者等 包括支援	0 人 0 時間	0 人 0 時間	-	0 人 0 時間	0 人 0 時間	-	0 人 0 時間
日中活動系（月平均）							
生活介護	51 人 1,122 日	59 人 1,248 日	115.7% 111.2%	51 人 1,122 日	59 人 1,257 日	115.7% 112.0%	51 人 1,122 日
自立訓練 (機能訓練)	0 人 0 日	0 人 0 日	-	0 人 0 日	0 人 0 日	-	0 人 0 日
自立訓練 (生活訓練)	1 人 22 日	1 人 23 日	100.0% 104.5%	1 人 22 日	3 人 71 日	300.0% 322.7%	1 人 22 日
就労移行支援	5 人 110 日	9 人 156 日	180.0% 141.8%	5 人 110 日	9 人 147 日	180.0% 133.6%	5 人 110 日
就労継続支援 (A型・雇用型)	1 人 22 日	2 人 32 日	200.0% 145.5%	1 人 22 日	3 人 44 日	300.0% 200.0%	1 人 22 日
就労継続支援 (B型・非雇用型)	30 人 660 日	31 人 592 日	103.3% 89.7%	31 人 682 日	31 人 584 日	100.0% 85.6%	32 人 704 日
療養介護	4 人 88 日	8 人 243 日	200.0% 276.1%	8 人 176 日	8 人 243 日	100.0% 138.1%	8 人 176 日
短期入所 (ショートステイ)	8 人 25 日	4 人 33 日	50.0% 132.0%	8 人 25 日	2 人 20 日	25.0% 80.0%	8 人 25 日
居住系（月平均）							
共同生活援助 (グループホーム) 共同生活介護 (ケアホーム)	35 人	36 人	102.9%	35 人	37 人	105.7%	35 人
施設入所支援	59 人	52 人	88.1%	56 人	50 人	89.3%	53 人
相談支援							
計画相談支援	6 人	0 人	0.0%	19 人	21 人	110.5%	27 人
地域相談支援 (地域移行支援)	1 人	1 人	100.0%	1 人	0 人	0.0%	1 人
地域相談支援 (地域定着支援)	1 人	0 人	0.0%	1 人	0 人	0.0%	1 人



2) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業） の目標量と達成度

障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）の計画値と実績値の比較は下表に示すとおりです。

日常生活用具給付事業の在宅療養等支援用具及び排せつ管理支援用具を除き、計画値を越える利用はなく、この状況を鑑み次期計画のサービス見込量を検討する必要があります。

■ 相談支援事業

サービス名	平成24年度 (計画値)	平成24年度 (実績値)	進捗率	平成25年度 (計画値)	平成25年度 (実績値)	進捗率	平成26年度 (計画値)
(1) 相談支援事業							
①障がい者相談支援事業 (か所)	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1
②相談支援機能強化事業 (実施の有無)	有	有		有	有		有

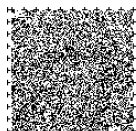
(参考) 相談支援事業の実績

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談案件数		272 件	341 件	414 件	456 件
相談延べ件数(1)		1,137 件	1,533 件	1,998 件	1,686 件
(1)の 性別	男	706 名	839 名	878 名	785 名
	女	345 名	398 名	776 名	720 名
	不明	86 名	296 名	344 名	181 名
(1)の 障がい種別	身体障がい者	116 名	285 名	438 名	301 名
	知的障がい者	566 名	587 名	665 名	676 名
	精神障がい者	138 名	247 名	617 名	461 名
	発達障がい	213 名	314 名	225 名	130 名
	不明・他	104 名	100 名	53 名	118 名
相談内容	サービスについて	669 件	787 件	1,228 件	596 件
	健康・医療について	104 件	51 件	246 件	169 件
	不安解消・情緒について	337 件	508 件	788 件	643 件
	保育・教育について	49 件	102 件	141 件	103 件
	家族・人間関係について	163 件	82 件	116 件	175 件
	家計・経済について	104 件	119 件	80 件	77 件
	生活技術について	41 件	89 件	77 件	50 件
	就労について	161 件	87 件	171 件	116 件
	社会参加・余暇活動について	79 件	61 件	56 件	38 件
	権利擁護について	5 件	0 件	1 件	1 件
	計画書について	4 件	0 件	0 件	41 件
	その他	559 件	740 件	1,112 件	929 件

■ 成年後見制度利用支援事業

サービス名	平成24年度 (計画値)	平成24年度 (実績値)	進捗率	平成25年度 (計画値)	平成25年度 (実績値)	進捗率	平成26年度 (計画値)
(2) 成年後見制度利用 支援事業(人)	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1

※精神上的の障害（知的障がい、精神障がい、認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度の利用の支援を行う。



■コミュニケーション支援事業（意思疎通支援事業）

サービス名	平成24年度 (計画値)	平成24年度 (実績値)	進捗率	平成25年度 (計画値)	平成25年度 (実績値)	進捗率	平成26年度 (計画値)
(3) コミュニケーション支援事業（意思疎通支援事業）							
①手話通訳者・要約 筆記者派遣事業（人）	2	2	100.0%	3	2	66.7%	3

※聴覚・言語機能・音声機能・視覚障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に対し、手話通訳者等の派遣を行い、障がい者とその他の意思疎通を仲介する。

■日常生活用具給付等事業（年間延べ給付件数）

サービス名	平成24年度 (計画値)	平成24年度 (実績値)	進捗率	平成25年度 (計画値)	平成25年度 (実績値)	進捗率	平成26年度 (計画値)
(4) 日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練 支援用具（件）	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1
②自立生活 支援用具（件）	15	4	26.7%	15	7	46.7%	15
③在宅療養等 支援用具（件）	3	5	166.7%	3	5	166.7%	3
④情報・意思疎通 支援用具（件）	3	1	33.3%	3	3	100.0%	3
⑤排せつ管理 支援用具（件）	348	370	106.3%	360	389	108.1%	372
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)（件）	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1

※重度障がい者等に対し、自立支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る。

- ・介護・訓練支援用具～特殊寝台、特殊マット等
- ・自立生活支援用具～入浴補助用具、杖等
- ・在宅療養等支援用具～ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引機等
- ・情報・意思疎通支援用具～視覚障がい者用活字文字読み上げ装置、視覚障がい者用受信装置等

■移動支援事業

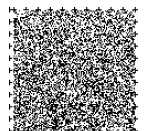
サービス名	平成24年度 (計画値)	平成24年度 (実績値)	進捗率	平成25年度 (計画値)	平成25年度 (実績値)	進捗率	平成26年度 (計画値)
(5) 移動支援事業							
実施箇所数（か所）	10	9	90.0%	10	9	90.0%	10
月間利用者数（人）	30	29	96.7%	32	28	87.5%	34
月間延利用時間数 (時間)	534	340	63.7%	566	266	47.0%	598

※屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行う。

■地域活動支援センター運営事業

サービス名	平成24年度 (計画値)	平成24年度 (実績値)	進捗率	平成25年度 (計画値)	平成25年度 (実績値)	進捗率	平成26年度 (計画値)
(6) 地域活動支援センター事業							
実施箇所数（か所）	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2
利用者数（人）	17	13	76.5%	17	16	94.1%	17

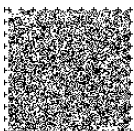
※障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。



■ 独自事業

サービス名	平成24年度 (計画値)	平成24年度 (実績値)	進捗率	平成25年度 (計画値)	平成25年度 (実績値)	進捗率	平成26年度 (計画値)
(7) 日中一時支援事業							
実施箇所数(か所)	8	5	62.5%	8	3	37.5%	8
月間登録者数(人)	13	23	176.9%	15	21	140.0%	17
月間利用時間数(時間)	141	95	67.4%	163	93	57.1%	185

※障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保する。



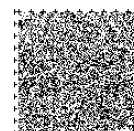
4 障がい者地域自立支援協議会の活動

障がい者地域自立支援協議会は、障がい者の地域生活の支援と推進のため、福祉、就労、保健、医療等に係る各種サービスを関係機関が総合的に調整し、連携強化を行うことにより、各機関が効果的に支援を実施し、かつ推進するため設置しました。

障がい者基本計画(計画年度:平成24年～29年度)の推進にあたりまして、当別町障がい者地域自立支援協議会を中心として活動の検討及び確認し、計画推進のため各部会において活動を行ってきました。

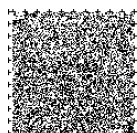
計画期間内の活動実績は次のとおりです。

	部会名	役割
当別町障がい者地域自立支援協議会	しごと部会	○働くことを支えます
	ほんにん部会	○地域で支えます(当事者の地域活動参加への支援体制強化)
	ちいき部会	○地域で支えます ○障がいをもつ方の自立した地域生活・家族を支えます ○障がいを持つ方の権利が守られるまちづくりを目指します
	こども部会	○発達を支えます
	個別検討会議	○障がいをもつ方の自立した地域生活・家族を支えます



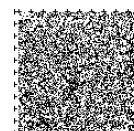
平成 24 年度

部会名	開催回数	内 容
全体会	1回	<ul style="list-style-type: none"> ○当別町障がい者総合相談支援センター 実績報告 ○当別町障がい福祉基本計画について ○平成24年度当別町障がい者地域自立支援協議会について
ちいき部会 (地域ケア会議 と合同開催)	2回	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者虐待について ○当別町高齢者虐待対応の流れについて ○障がい者虐待防止について(北海道障がい者条例について) ○日常生活自立支援事業の実際について ○当別町での現在の見守り体制について ○障がい者の地域での見守り体制の現状と課題、事例について ○高齢者の地域での見守り体制の現状と課題、事例について(グループ討議)
ほんにん部会	4回	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動支援センター「つくしの郷」の当事者からの活動内容紹介 ○オープンサロン Garden の当事者からの活動内容紹介 ○『ほんにん部会でこれからどんなことをしたらよいか。どんなことをしたらたくさんの人が来てくれるのか考えよう』 ○座談会：『みんなで色々話してみよう』(3回)
しごと部会	6回	<ul style="list-style-type: none"> ○『平成24年度しごと部会の活動についての説明』 ○『当別流障がい者雇用と地域産業の活性化について考えてみよう!』(5回)
個別検討会議	6回	<ul style="list-style-type: none"> ○3名の支援の方法について検討



平成 25 年度

部会名	開催回数	内 容
全体会	1 回	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 25 年度当別町障がい者総合相談支援センター実績報告 ○平成 25 年度当別町障がい者地域自立支援協議会実績報告 ○平成 26 年度当別町障がい者地域自立支援協議会について
ちいき部会 (地域ケア会議 と合同開催)	1 回	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者虐待・高齢者虐待について ○障がい者虐待防止法について
ほんにん部会	8 回 (うち 1 回 しごと部会 合同会)	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 25 年度ほんにん部会について ○皆さんでやってみたいことについての意見交換 ○平成 25 年度ほんにん部会で企画・開催したいことについての意見交換 ○働くこと、仕事に関する当事者の言葉を聞き、交流しましょう ○ほんにん部会発信企画「ピクニック交流会」について(2回) ○スポーツ交流会について(2回) ○交流会(2回)
しごと部会	7 回	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 25 年度しごと部会の活動について ○実習ケースについての経過報告(3回) ○当別町にいる働きたい当事者についての情報共有・意見交換 ○今後の具体的な実習先についての情報共有 ○ほんにん部会との合同会 ○働くこと、仕事に関する当事者の言葉を聞き、交流しましょう ○ほんにん部会との合同会を終えての意見交換(2回)
個別検討会議	7 回	<ul style="list-style-type: none"> ○3名の支援の方法について検討



5 計画策定のための課題

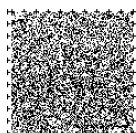
障がい基本計画の見直しに係る基本的な課題として、これまで取り組んできた課題のほか新たに次の課題を加え、取り組めます。

これまで取り組んできた課題

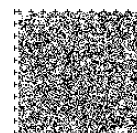
- 障がいに対する社会・地域での理解
- 多様化する障がい者像・ニーズへの対応
- サービスの内容や利用方法の周知
- サービスの質の確保・充実
- 身近な場所での気軽な相談体制づくり
- 福祉サービスに関する情報周知のあり方の工夫
- 移動支援を含めた、外出に対するニーズへの対応
- 各種手続きの簡素化、利用者の立場に立ったサービス提供の工夫
- 生活の場（住まい）の確保
- 就労支援（一般就労・福祉的就労）の充実
- 災害時等における障がいをもつ方等の安心・安全の確保
- 家族や介護者へのレスパイトサービス等の支援の充実

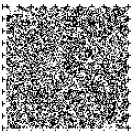
追加する課題

- 権利擁護及び差別の解消



第2編 基本的な考え方と
施策展開
【障がい者基本計画】





I 基本理念と方針

1 基本理念

基本理念については、現行計画では下表のように定めています。

この考え方は、すべての人が差別なく平等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方に基づき設定されているものであり、さらに、近年の地域社会づくりで求められている「協働」に対する考え方も含まれたものとなっています。

また、平成23年3月11日におこった東日本大震災は、防災や安心・安全に対する認識や、地域との繋がり的重要性を改めて教訓として教えてくれました。

現在の基本理念は、このようなことも包含しており、本計画にあたっては、前計画の基本理念を継承していくものとします。

基本理念

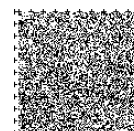
- ①障がいをもつ方が地域でいきいきと生活できるような自立生活を支えます
- ②みんなが共に支え合い安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざします
- ③地域の支援力を高めます

2 基本方針

基本方針についても原則的には前計画を継承しますが、現在の6つの方針を5つの方針に再編成します。（現行計画の「家族を支えます」という方針を、本計画の「②」の方針に統合化します）

基本方針

- ①地域で支えます
- ②障がいをもつ方の自立した地域生活・家族を支えます
- ③働くことを支えます
- ④発達を支えます
- ⑤障がいをもつ方の権利が守られるまちづくりをめざします



3 施策の体系

施策の体系は次のものとしします。

基本理念	基本方針	主要施策
<ul style="list-style-type: none"> 地域の支援力を高めめます みんなが共に支え合い安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します 障がいをもつ方が地域でいきいきと生活できるような自立生活を支援します 	方針1 地域で支えます	相談体制の充実
		支援者の研修会等スキルアップの強化
		障がいに対する理解の促進
		安心・安全の確保
		地域内交流の促進
		情報提供体制の充実
		福祉教育の推進
		障がいをもつ方のための各種学習機会の充実
	方針2 障がいをもつ方の自立した地域生活・家族を支えます	当事者の地域活動参加への支援体制の強化
		自立生活への移行機能の整備(住まいの場の確保等)
		生活支援の充実
		移動手段の充実
	方針3 働くことを支えます	街中におけるバリアフリー環境の整備
		事業所の仕事の拡充
		当別町の特性を生かした働く場の創造
		企業に対する理解の促進
	方針4 発達を支えます	働く環境の支援体制の充実
		障がい等に対する保育・療育体制の充実
		障がいをもつ児童の支援・福祉教育の充実
	方針5 障がいをもつ方の権利が守られるまちづくりをめざします	福祉・保健・医療の連携による支援体制づくり
権利擁護の推進		
虐待防止ネットワーク体制の構築		
差別の解消		



Ⅱ 施策の展開

1 地域で支えます

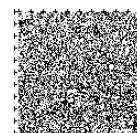
障がいをもつ方を支援するには、まずは身近な地域における支え合いが基本となります。

そのためには、町民一人ひとりが障がいに対する理解を深め、相互に学び・交流し合うことが大切です。

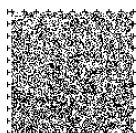
また、いつでも気軽に相談できることと、障がい者の目線にたったわかりやすい情報提供を工夫していくことは、障がいをもつ方の不安や心配を少しでも和らげていくことに繋がることであり、さらに、それは、安心・安全な生活の確保にも結びついてくるものです。

これらの施策を展開する中で、障がいをもつ方が地域での様々な活動に参加しやすい環境を創り、また、それを支援する専門家の養成を図り、「相談窓口連絡会」の機能を充実するなど、地域ぐるみで支援する体制づくりを図っていくことがとても大切です。

施策	内容
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○相談支援事業所のPR○気軽にアドバイスや声かけをしてくれる人が増えていく体制づくり○各障がい種別や就労、権利擁護などそれぞれの専門分野における相談員の配置○関係機関が集まる「相談窓口連絡会」の機能を充実させ、支援体制を構築する
支援者の研修会等スキルアップの強化	<ul style="list-style-type: none">○専門支援のスキルアップのための学習会の開催
障がいに対する理解の促進	<ul style="list-style-type: none">○平らな場所だけではなく、様々な場所での車椅子体験会の実施○勉強会の開催（学校向け、企業向け、まちづくり勉強会など）○障がいについてわかりやすいガイドブックの作成と無料配布○啓発活動の推進（当事者の会の活動報告の回覧板への掲載等）○障がいをもつ方がよく行く場所（コンビニ、スーパー、銀行等）への障がいに対する理解の啓発活動○不登校、ニート、引きこもりを克服した人の話を聞く機会づくり（ピア祭りの開催等）



施策	内容
安心・安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時等に備え、日ごろからの繋がりに対応できる仕組みづくり ○障がいをもつ方を対象にした地域での避難訓練の実施 ○防災に対する住民意識の向上
地域内交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○みんなが顔見知りになる挨拶運動 ○共生型施設における交流機会の拡充 ○町内の店に障がいに関わるパンフレットの設置
情報提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○各サークルや当事者団体の紹介を町のホームページへ掲載 ○紙面による情報発信だけではなく、民生委員などから地域住民への情報発信 ○情報がタイムリーにわかる体制、方法の充実（一目でわかるものを作る） ○イベントや集える場所等、様々な機会を捉えた情報交換
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちが自然に障がいについて知る機会の拡充
障がいをもつ方のための各種学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいをもつ方向けの学習会の開催
当事者の地域活動参加への支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○当事者団体同士の交流や情報共有をしながらの活動の展開 ○若い世代の当事者団体と高齢の当事者団体の交流会の開催 ○レクリエーションを企画し実現できるコーディネーターの育成 ○地域住民の得意な事と障がいをもつ方の余暇活動のマッチング ○趣味や仕事を発表できる場の提供と住民との繋がり強化 ○障がいをもつ方が企画から参加するイベントづくり ○働いている人や、事業所に通っている人のための夜間のスポーツやサークル活動の推進



2

障がいをもつ方の自立した

地域生活・家族を支えます

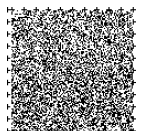
障がいをもっている、自らの力で日常生活を過ごすことができる環境づくりが求められます。

そのためには、“住まいの場”の確保が基本となり、自宅での自立生活を支える支援や、グループホーム等の設置の推進を図っていく必要があります。

また、安心して暮らすには、24時間の見守りや生活の各場面での支援体制を整えていく必要があります。

さらに、病院、買い物、レクリエーション等、街中に自由に出かけることができるように、より使いやすい移動手段の充実や、活動の阻害要因を極力無くしていくハード・ソフト両面からのバリアフリーの推進が求められます。

施策	内容
自立生活への移行 機能の整備 (住まいの場の 確保等)	<ul style="list-style-type: none"> ○本人の特性を踏まえたグループホームの整備促進 ○グループホームの町内会等地域との連携促進 ○空き部屋の活用 ○一人暮らし体験の仕組みづくり ○障がい者、高齢者に関わらず暮らせる共同生活の場の創設
生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○24時間サポート体制の確立 ○生活スキルもサポートしてくれる支援体制づくり
移動手段の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○JRとコミュニティバスの接続のスムーズ化（時刻表の見直し） ○バスルートの改善（ゆとろを経由するなど）
街中における バリアフリー環境 の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○散歩する時に一休みできる椅子やスポットの整備 ○障がいをもつ方でも利用しやすい自動販売機の設置 ○コミュニケーションにおけるバリアフリーの推進



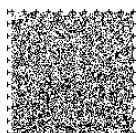
3 働くことを支えます

障がいをもつ方が就労することは容易なことではありませんが、自立した生活を行うには、少しでも就労する環境づくりを良くしていく必要があります。

そのためには、障がいをもつ方の就労能力の向上とともに、受け入れる企業側の障がいに対する理解が非常に大切になってきます。

また、単に既存の企業だけでなく、新たに障がいをもつ方に適した就労の場を創っていくという考え方も重要です。特に本町の特性を活かし、例えば農業面での就労や、冬場ならではの仕事といったことを工夫し、障がいをもつ方の適正に応じて、様々な働き方の場や機会を少しでも増やしていくことが求められます。

施策	内容
事業所の仕事の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所としての移動販売の拡充 ○福祉ショップの整備 ○仕事をしている障がいをもつ方の体験を聞く機会の設置 ○「当別町における障がい就労施設からの物品等調達方針」を庁内に周知し物品、役務の拡大
当別町の特性を生かした働く場の創造	<ul style="list-style-type: none"> ○当別産作物を使用した、障がいをもつ方による「当別ブランド」の商品開発 ○付加価値化の工夫（商品に障がいをもつ方の絵を入れたり、高齢者のレシピをつける）
企業に対する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援協議会への企業の参加 ○町内の企業の理解と、既に行っている企業のPRの充実 ○企業向けのわかりやすい冊子の作成 ○企業が障がいをもつ方が働いている場面を見て、触れ合う機会の設置
働く環境の支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○就労体験、企業実習ができる場の増設 ○仕事をしながら相談できる場所や人の体制整備 ○自立できるだけの給料確保の体制づくり ○ハローワークの出前相談の実施 ○障がいをもつ方の人材派遣や専門窓口の設置



4 発達を支えます

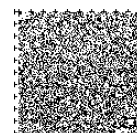
乳幼児から子ども・成人・高齢期に至る成長の過程の中で、発達や教育・医療といった様々なニーズに横断的に対応していくことが大切なことです。

妊娠期から学童期においては、妊婦の健康診査受診票の発行、乳幼児の健康診査・育児相談、訪問指導等の体制を継続するとともに、保育所、幼稚園、子ども発達支援センター、各種事業所、医療機関等関係機関が連携した取り組み体制を作っていくことが重要となります。

また、学童期においては、障がいの特性が十分に把握された就学環境の中で、個々の個性を伸ばす教育体制が求められます。

さらに、全てのライフステージを通して、保健や医療といった健康面について、関係機関の相互連携による支援体制の構築が求められます。

施策	内容
障がい等に対する 保育・療育体制の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ○妊婦や乳幼児の健康診査や育児相談等における障がいの早期発見の体制の充実 ○保育所や幼稚園及び小学校等、発達に課題がある子どもへの指導体制の強化 ○各関係機関との連携強化による、早期発見、障がい理解の促進、情報提供の体制づくり
障がいをもつ 児童の支援・福祉 教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいをもつ児童生徒の相談・支援体制及び放課後支援の充実 ○学校現場における福祉教育の推進と、学校間における交流活動の促進
福祉・保健・医療 の連携による支援 体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○各種障がい福祉サービスの利用促進のための制度の啓発 ○難病患者やあらゆる障がい（児）者やその家族の支援の充実 ○一時預かりや外出支援等、生活をサポートする事業の充実 ○福祉、保健、医療等関係機関との連携と情報を共有し、健康面での支援を図る



5

障がいをもつ方の権利が 守られるまちづくりを目指します

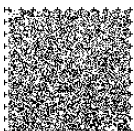
障がいをもっている人も、尊厳や権利が守られることは最も基本的なこととなります。しかしながら、現状での日常生活自立支援事業（権利擁護事業）や成年後見制度等については、関係者においても情報や知識が十分とはいえない状況にあります。

親亡きあとの問題や、高齢化がさらに進み、一人暮らし高齢者もさらに多くなることが予想される事態において、権利を守っていく仕組みづくりはさらに重要性を増してきます。

各種制度事業の理解を深め、道や国との連携も含め、より利用しやすい仕組みに改善していくことが求められます。

また、虐待の問題についても、身近な地域での見守りや、各種健診時、あるいは保育所・幼稚園等における見守り等、児童から成人に対する虐待防止のネットワーク体制を構築していくことが必要です。

施策	内容
権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活支援事業や成年後見制度等について、分かりやすい冊子等の作成による周知活動の充実 ○成年後見制度の利用相談の充実や利用しやすい体制の整備
虐待防止ネットワーク体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員等の活動を含めた地域での日常的な見守り体制づくり ○相談事業所、支援事業所、教育機関、医療機関等、関連機関における相互連携体制づくり
差別の解消	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいを理由とする差別の禁止及び合理的配慮の実施に関する普及・啓発



Ⅲ 計画の推進に向けて

計画を推進していくために、市内の連携体制はもとより、当別町障がい者地域自立支援協議会を中心としたネットワークのさらなる強化を図っていく必要があります。

今後、特に次の点に留意した体制整備を図っていきます。

◆ ボランティア活動の推進

障がいをもつ方の地域における自立支援の確立に向け、手話、要約筆記、朗読など、障がいをもつ方を対象にした活動、生活を援助する活動や障がいをもつ方の社会参加を援助する活動、さらにはスポーツ、文化、各種レクリエーションなどの諸活動を援助する活動など、広範なボランティア活動に対する支援充実に努め、さらに障がいをもつ方への理解を深めるとともに、地域住民のボランティア活動への理解を促進します。

◆ 社会福祉協議会等との連携

地域福祉推進の中核的な役割を果たしている社会福祉協議会との連携強化を図りながら、地域住民による福祉活動やボランティア活動等を推進していきます。

また、民生委員児童委員の相談援助活動等を通じて、障がいをもつ方と地域との連携役として、その活動の充実に努めます。

◆ 市内関連各課の連携強化

今後も、市内関連各課の連携強化に努め、地域福祉ネットワークの形成並びに障がい福祉の総合的な展開・推進を図っていきます。

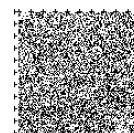
◆ 総合的な福祉サービス体制の構築

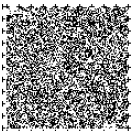
保健・医療・福祉の行政の各関連部門だけでなく、町内会や各種団体、当別町地域包括支援センターや当別町障がい者総合相談支援センターといった相談機能をもつ福祉関連の様々な事業主体が保有するあらゆる情報をできる限り共有化・一元化し、より総合的で幅広い情報提供や対応が可能な体制のさらなる構築を目指していきます。

◆ 期待される町内会活動等の推進

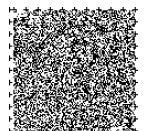
町内会における各役員間の連携等を促進するなど、困っている人を周囲の人がみんな支え合い、助け合う、地域の実情に沿った見守りや町内会活動となるよう支援します。

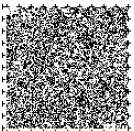
また、見えない要支援者（障がいをもつ方）を地域コミュニティの中から発見し、必要に応じた支援体制の構築に努めます。





第3編 計画の目標値・
サービスの見込量
【障がい福祉計画】





I 平成 29 年度の目標

平成29年度における基本目標は次のものとします。

◆施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がいをもつ方が、地域の社会資源を活用することで、グループホームや一般住宅等に移行し地域生活が送れるようになることをめざします。

こうした取り組みを踏まえ、グループホームや一般住宅へ移行するなどとして、平成29年度末までに地域生活へ移行する方の数値目標を設定します。

◆福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業などを通じ、平成29年度末までに、福祉施設を利用しての障がいをもつ方が、一般就労への移行者及び就労移行支援事業所の利用者の数値目標を設定します。

平成 29 年度の目標

◆施設入所者の地域生活への移行

【地域生活への移行者数】

目 標	平成 25 年度の 入所者数 (A)	地域移行目標数 (B)	見込目標率 (B/A)
平成 25 年度末の入所者の 12%以上が地域生活 に移行	50 人	6 人	12.0%

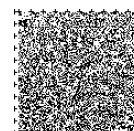
【施設入所者数】

目 標	平成 25 年度 の入所者数 (A)	目標年度の 入所者数 (B)	減少入所者 数 (C:A-B)	見込目標数 (C/A)
平成 25 年度末の 入所者の 4%以上を減少	50 人	47 人	3 人	6.0%

◆地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針によれば、障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することが新たに求められています。

北海道及び圏域内市町村と連携し地域生活支援拠点等の整備について検討します。



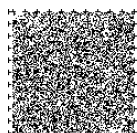
◆福祉施設から一般就労への移行等

【一般就労移行者数】

目 標	平成 24 年度の 実績者数 (A)	目標年度の年間 移行者数 (B)	見込目標率 (B/A)
平成 24 年度の福祉施設から 一般就労への移行実績 の2倍以上	3人	6人	2.0倍

【就労移行支援事業所利用者数】

目 標	平成 25 年度の 利用者数 (A)	目標年度の 利用者数 (B)	見込目標率 (B/A)
就労移行支援事業所の 利用者数を平成 25 年度の 6割以上増加	9人	15人	1.7倍



Ⅱ サービス提供に対する 基本的な考え方

1 サービスの体系

サービスの体系は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき国の定めた基準で実施するサービス（自立支援給付）と児童福祉法の基づくサービス及び障害者総合支援法により地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態で行うサービス（地域生活支援事業）で構成されています。

1) 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）

(1) 訪問系サービス

- ◎居宅介護（ホームヘルプ）
- ◎重度訪問介護
- ◎同行援護
- ◎行動援護
- ◎重度障害者等包括支援

(2) 日中活動系サービス

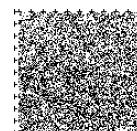
- ◎生活介護
- ◎自立訓練（機能訓練）
- ◎自立訓練（生活訓練）
- ◎就労移行支援
- ◎就労継続支援（A型・雇用型）
- ◎就労継続支援（B型・非雇用型）
- ◎療養介護
- ◎短期入所（ショートステイ）

(3) 居住系サービス

- ◎共同生活援助（グループホーム）
- ◎施設入所支援

(4) 指定相談支援

- ◎計画相談支援
- ◎地域相談支援（地域移行支援）
- ◎地域相談支援（地域定着支援）



2) 児童福祉法のサービス

(1) 障害児通所支援事業

- ◎児童発達支援
- ◎放課後等デイサービス
- ◎保育所等訪問支援

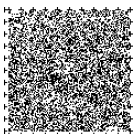
(2) 障害児相談支援事業

- ◎障害児相談支援事業

3) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）

(1) 地域生活支援事業

- ◎相談支援事業
- ◎成年後見制度利用支援事業
- ◎意思疎通支援事業
- ◎日常生活用具給付事業
- ◎移動支援事業
- ◎地域活動支援センター事業
- ◎独自事業
 - ・日中一時支援事業
 - ・自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業



2 サービスの内容

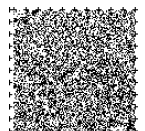
1) 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）

(1) 訪問系サービス

- ◆ 居宅介護（ホームヘルプ）
居宅における入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯などを行います。
- ◆ 重度訪問介護
重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者に入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援を総合的に提供します。
- ◆ 同行援護
視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等と同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
- ◆ 行動援護
知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって、常時介護を要する者に介助や外出時の移動の支援などを提供します。
- ◆ 重度障害者等包括支援
意思の疎通が著しく困難で、常時介護を要する障害支援区分6の障がい者等であって、その介護の必要度が著しく高い方に障害福祉サービスを包括的に提供します。

(2) 日中活動系サービス

- ◆ 生活介護
地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護が必要な障がい者に、日中、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
- ◆ 自立訓練（機能訓練）
地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を実施します。
- ◆ 自立訓練（生活訓練）
地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の必要がある知的障がい者・精神障がい者に、社会的リハビリテーションやサービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を実施します。



◆就労移行支援

一般就労等を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や企業等とのマッチングを図ることにより就労等の見込まれる障がい者に対し、就労に必要な知識・能力向上のための訓練を一定期間実施します。

◆就労継続支援（A型・雇成型）

就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない障がい者や就労経験のある障がい者等に、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図り、事業所内において、雇用契約に基づいて就労の機会を提供したり、一般就労に必要な知識・能力が高まった者は、一般就労への移行に向けて支援します。

◆就労継続支援（B型・非雇成型）

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない障がい者や、一定年齢に達している障がい者等に、事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）したり、工賃の支払い目標水準を設定し、額のアップを図り、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けて支援します。

◆療養介護

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者に、病院等への入院による医学的管理の下、食事や入浴等の介護を提供したり、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ、聞き取り等のコミュニケーション支援を実施します。

◆短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

(3) 居住系サービス

◆共同生活援助（グループホーム）

障がい者の共同生活の場で、家事や相談等の日常生活上の支援と食事や入浴、排せつ等の介護等を提供します。

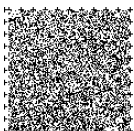
◆施設入所支援

施設に入所する障がい者に入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談や助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

(4) 指定相談支援

◆計画相談支援

障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用する障がい者を対象に、支給決定時のサービス等利用計画の作成やサービス提供事業者と連絡調整、モニタリングを行います。



- ◆地域相談支援（地域移行支援）
地域生活へ移行するにあたって、地域生活の準備等の支援を行います。
- ◆地域相談支援（地域定着支援）
安定した地域生活を定着させるための相談支援を行います。

2) 児童福祉法のサービス

(1) 障害児通所支援事業

- ◆児童発達支援
未就学児を対象に日常生活における基本的な動作を習得したり、集団生活に適應するための訓練を行います。
- ◆放課後等デイサービス
就学児を対象に学校授業終了後や休日に生活能力の向上のために必要な支援余暇の提供を行います。
- ◆保育所等訪問支援
障がい児が集団生活を営む施設へ訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適應のための専門的な支援を行います。

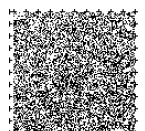
(2) 障害児相談支援事業

- ◆障害児相談支援事業
障害児通所支援事業所を利用する方を対象に障がい児支援利用計画案の作成やサービス提供事業者と連絡調整、モニタリングを行ないます。

3) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）

(1) 地域生活支援事業

- ◆相談支援事業
障がい者、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行うものなどからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の自立支援給付の利用時に必要な相談支援を行うとともに、虐待の防止、その早期発見のための関係機関との連絡調整やその他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
こうした相談支援事業を効果的に実施するために、自立支援協議会において、中立・公平な相談支援事業の実施や地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。



◆成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な知的障がい者又は精神障がい者の福祉の増進を図るため、後見、補佐及び補助開始等の審判の請求や成年後見人等の報酬を助成します。

◆意思疎通支援事業

聴覚・言語機能・音声機能・視覚障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に対し、手話通訳者等の派遣を行い、障がい者のある方との意思疎通を仲介します。

◆日常生活用具給付事業

重度の障がい者等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。

◆移動支援事業

屋外での移動及び活動が困難な障がい者等に対しての外出の際の移動及び移動先での活動を支援します。

◆地域活動支援センター事業

障がい者等がセンターに通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。

◆独自事業

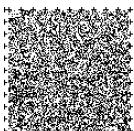
市町村が地域状況を踏まえ必要に応じ任意に実施する事業です。
当別町では、次の事業を実施します。

・日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。また、通所による創作的活動、就労支援等の各種サービスを提供します。

・自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。



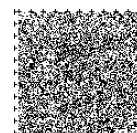
Ⅲ サービスの見込み量と 確保の方策

1 障害者総合支援法のサービス(自立支援給付)

1) 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付） の見込み量

現在の状況をふまえ、利用者や事業者のニーズや意向、障がい者の将来動向等を総合的に勘案して、サービスの量を見込みます。

サービス名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 訪問系（月平均）			
居宅介護（ホームヘルプ）	20 人	20 人	20 人
	175 時間	175 時間	175 時間
重度訪問介護	0 人	0 人	0 人
	0 時間	0 時間	0 時間
同行援護	1 人	1 人	1 人
	6 時間	6 時間	6 時間
行動援護	5 人	5 人	5 人
	35 時間	35 時間	35 時間
重度障がい者等包括支援	0 人	0 人	0 人
	0 時間	0 時間	0 時間
(2) 日中活動系（月平均）			
生活介護	63 人	65 人	67 人
	1,323 人日	1,365 人日	1,407 人日
自立訓練（機能訓練）	0 人	0 人	0 人
	0 人日	0 人日	0 人日
自立訓練（生活訓練）	3 人	3 人	3 人
	70 人日	70 人日	70 人日
就労移行支援	11 人	13 人	15 人
	187 人日	221 人日	255 人日
就労継続支援（A型・雇用型）	3 人	3 人	3 人
	45 人日	45 人日	45 人日

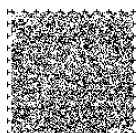


サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(2) 日中活動系 (月平均)				
就労継続支援 (B型・非雇用型)		33 人	34 人	35 人
		627 人日	646 人日	665 人日
療養介護		8 人	8 人	8 人
		243 人日	243 人日	243 人日
短期入所 (ショートステイ)	福祉型	2 人	2 人	2 人
		23 人日	23 人日	23 人日
	医療型	1 人	1 人	1 人
		1 人日	1 人日	1 人日
(3) 居住系 (月平均)				
共同生活援助 (グループホーム)		39 人	40 人	41 人
施設入所支援		49 人	48 人	47 人
(4) 相談支援 (年あたり)				
計画相談支援		120 人	120 人	150 人
地域相談支援 (地域移行支援)		1 人	1 人	1 人
地域相談支援 (地域定着支援)		1 人	1 人	1 人

2) 障害者総合支援法のサービス (自立支援給付) の提供体制確保の方策

(1) 訪問系サービス

- サービス提供については、利用者自らが事業者を選択できるように指定障害福祉サービスを行う事業者の整備に努めていきます。
- 退院可能な精神障がい者や地域移行する施設入所者が地域での生活が円滑にできるように、サービス提供の確保と同時に障がいの特性を理解したホームヘルパーの養成を事業所に働きかけていきます。
- 円滑なサービス提供を確保するため、事業者へ必要な情報提供や事業者間の連携強化を図っていきます。



(2) 日中活動系サービス

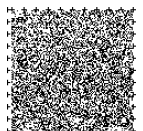
- 日中活動系のサービスは、利用者が、居住系サービスと組み合わせて必要なサービスを選択することができ、多様なサービス需要への対応が必要となります。そのため、サービス提供体制について、事業者のサービス提供体制やサービス需要の動向の把握に努めます。
- サービス提供体制を充実するために、関係機関の連携を強め、情報の共有化を図ります。
- 円滑なサービス提供を確保するため、事業者へ必要な情報提供や事業者間の連携強化を図っていきます。

(3) 居住系サービス

- 共同生活援助（グループホーム）は、地域における居住の場であり、また、施設や病院からの地域移行や退院促進に重要なサービスであり、このため、事業所の立地動向の把握や誘導に努め、適切なサービス量を見込みます。

(4) 相談支援

- 利用対象者の把握に努め、指定特定相談支援事業者及び相談支援専門員並びに指定一般相談支援事業所を確保します。



2 児童福祉法のサービス

1) 児童福祉法のサービスの見込み量

児童福祉法のサービスの見込み量は、現在の状況をふまえ、利用者のニーズや意向、障がい者の将来動向などを総合的に勘案して見込みます。

◆児童福祉法のサービスの見込み量

サービス名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 障害児通所支援（月平均）			
児童発達支援	21 人	21 人	21 人
	84 日	84 日	84 日
放課後等デイサービス	31 人	31 人	31 人
	217 日	217 日	217 日
保育所等訪問支援	8 人	8 人	8 人
	8 日	8 日	8 日
(2) 障害児相談支援（年あたり）	55 人	55 人	55 人

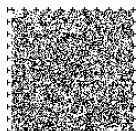
2) 児童福祉法のサービスの提供体制確保の方策

(1) 障害児通所支援

- サービスを必要とする児童の把握に努めるとともに、関係機関との連絡調整及び専門的な資格を持つ職員を適正に配置し、サービスの質と提供体制を確保します。

(2) 障害児相談支援

- 利用対象者の把握に努め、指定障害児相談支援事業者及び相談支援専門員を確保します。



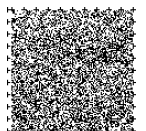
3

障害者総合支援法のサービス (地域生活支援事業)

1) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業） の見込み量

地域生活支援事業の見込み量は、現在の状況をふまえ、利用者のニーズや意向、障がい者の将来動向などを総合的に勘案して見込みます。

サービス名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 相談支援事業			
障がい者相談支援事業 実施見込み箇所数（か所）	1	1	1
相談支援機能強化事業 （実施の有無）	有	有	有
(2) 成年後見制度利用支援事業			
実利用見込み者数（人）	1	1	1
市民後見人登録者数（人）	6	6	6
(3) 意思疎通支援事業			
手話通訳者・要約筆記者派遣 事業 実利用見込み者数（人）	1	1	1
(4) 日常生活用具給付事業（年間延べ給付件数）			
介護・訓練支援用具 給付等見込み件数（件）	1	1	1
自立生活支援用具 給付等見込み件数（件）	8	8	8
在宅療養等支援用具 給付等見込み件数（件）	4	4	4
情報・意志疎通支援用具 給付等見込み件数（件）	2	2	2



サービス名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(4) 日常生活用具給付事業（年間延べ給付件数）			
排せつ管理支援用具 給付等見込み件数（件）	421	437	453
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) 給付等見込み件数（件）	1	1	1
(5) 移動支援事業			
実施見込み箇所数（か所）	9	9	9
月間利用見込み者数（人）	28	28	28
月間延利用見込み時間数 （時間）	270	270	270
(6) 地域活動支援センター事業			
実施見込み箇所数（か所）	2	2	2
利用見込み者数（人）	16	16	16
(7) 独自事業			
日中一時支援			
実施見込み箇所数（か所）	4	4	4
月間登録見込み者数（人）	20	20	20
月間利用見込み時間数 （時間）	90	90	90
自動車運転免許取得費及び自 動車改造費助成事業			
年間利用者数（人）	1	1	1

（成年後見制度利用支援事業）

○実利用見込み者数は、各年度の家庭裁判所から審判を受ける見込み数を計上

（日常生活用具給付事業）

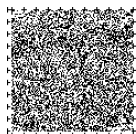
○介護・訓練支援用具：特殊寝台、特殊マット等

○自立生活支援用具：入浴補助用具、杖等

○在宅療養等支援用具：ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引機等

○情報・意思疎通支援用具：視覚障がい者用活字文字読み上げ装置、聴覚障がい者用受信装置等

○排せつ管理支援用具：ストマ用装具（蓄便・尿袋）等



2) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業） の提供体制確保の方策

(1) 相談支援事業

- 福祉・医療・保健等との連携による相談窓口のネットワークを構築し、身近なところで相談できるサービス提供体制を整え、当事者・家族・支援者など地域住民を中心として関係者がきちんと関われる相談事業を実施します。また、障がいサービス係に専門的資格を持つ社会福祉士・精神保健福祉士などを配置し、相談支援事業の強化を図ります。

(2) 成年後見制度利用支援事業

- 成年後見制度の周知を行うとともに、利用しやすい体制を整備し、相談支援事業所と連携して利用促進を図ります。また、被後見人の地域生活の向上のため、地域のことをよく知り身近な身上監護を行える市民後見人を確保する。

(3) 意思疎通支援事業

- 手話通訳者等の派遣事業について、当別町の実情にあった事業を検証し、有効なサービス提供に努めます。

(4) 日常生活用具給付事業

- 日常生活用具についての情報収集や利用者に対して十分な説明を行うことにより、サービスの内容の理解を図り、適切な給付に努めるとともに医療機関等との連携により、障がいの特性に応じた用具の給付を行う。

(5) 移動支援事業

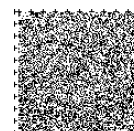
- 障がいのある方が安心して外出できるよう、利用者に対して、サービス提供事業者の情報や制度の内容を周知し、事業者と連携して社会参加の促進を図ります。

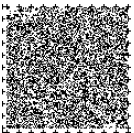
(6) 地域活動支援センター事業

- 地域の情勢やニーズに対応して、充実した日中の活動のサポートに努めます。また、地域活動支援センターの運営の安定化を図るため、今後においても運営費の補助を継続します。

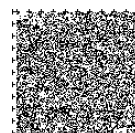
(7) 独自事業

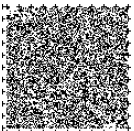
- 日中一時支援事業については、引き続き委託事業で事業を実施します。利用者に対して制度の周知と事業者の内容の説明を十分に行い、障がい者及びその介護者の日常生活の支援を行います。
- 身体障がい者自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業を実施します。





資 料 編





I 当別町障がい福祉基本計画 策定の経過

平成 26 年 5 月 29 日 平成 26 年度第 1 回作成委員会
協議事項

- 障がい福祉基本計画の進捗状況について
 - ・障がい者基本計画における施策の実施状況について
 - ・障がい福祉計画各サービスの実績報告
- 障がい福祉基本計画の作成について
 - ・計画作成内容及びスケジュールについて
 - ・アンケート調査について

平成 26 年 6 月 17 日～7 月 14 日 アンケートの実施

平成 26 年 6 月 25 日～7 月 11 日 関係団体ヒアリングの実施
(対象団体 23 団体)

平成 26 年 10 月 10 日 平成 26 年度第 2 回作成委員会
協議事項

- 障がい福祉基本計画の作成について
 - ・アンケート調査結果について
 - ・関係団体ヒアリング結果について

平成 26 年 11 月 11 日 平成 26 年度第 3 回作成委員会
協議事項

- 障がい福祉基本計画の作成について
 - ・障がい福祉計画素案について

平成 26 年 12 月 26 日 平成 26 年度第 4 回作成委員会
協議事項

- 障がい福祉基本計画の作成について
 - ・障がい福祉計画素案について

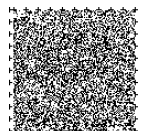
平成 27 年 1 月 9 日～30 日 パブリックコメントの実施

平成 27 年 2 月 24 日 平成 26 年度第 5 回作成委員会
報告事項

- パブリックコメントの実施結果について

協議事項

- 障がい福祉基本計画の作成について
 - ・障がい福祉基本計画最終案について



Ⅱ 当別町障がい福祉基本計画 作成委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく当別町障がい福祉基本計画(以下「計画」という。)を作成し、計画の推進を図るため、当別町障がい福祉基本計画作成委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の作成及び推進に関すること。
- (2) 関係計画との調和及び整合性に関すること。
- (3) その他計画に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者から町長が委嘱する10名以内の委員で組織する。

- (1) 医療、相談及び支援機関関係者 3名以内
- (2) 福祉団体関係者 3名以内
- (3) 障がい者及びその家族の団体関係者 2名以内
- (4) 学識経験者 1名
- (5) 公募により選出した者 1名

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

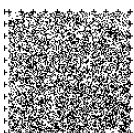
2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(補則)

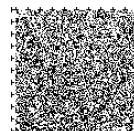
第8条 この訓令に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。



Ⅲ 当別町障がい福祉基本計画 作成委員会名簿

(任期：平成 24 年 5 月 1 日～平成 27 年 4 月 30 日)

役職	氏名	区分	備考
		所属団体名	
委員長	向谷地 生 良	学識経験者 北海道医療大学	
副委員長	中 梶 慎太郎	医療、相談及び支援機関関係者 NPO 法人ノーマライゼーションセンター によきによき	
委員	加 我 雅 子	医療、相談及び支援機関関係者 勤医協訪問看護ステーションとうべつ	
委員	横 山 薫	医療、相談及び支援機関関係者 NPO 法人まちの森	
委員	五十嵐 潔	福祉団体関係者 当別町介護者と共に歩む会	
委員	畠 山 貞 一	福祉団体関係者 ぼれぼれ倶楽部	
委員	目 黒 久美子	福祉団体関係者 ぼてと手話サークル	
委員	川 原 佳 美	障がい者及びその家族の団体関係者 萌木の会	平成 26 年 5 月 1 日委嘱
委員	三 浦 勇 吉	障がい者及びその家族の団体関係者 石狩支庁地区身体障害者福祉協会当別分会	
委員	渡 辺 詠 子	公募より選出した者 一般公募	



当別町障がい福祉基本計画

障がい者基本計画（第3次・平成24年度～29年度）
障がい福祉計画（第4期・平成27年度～29年度）

平成27年3月発行

編集 : 当別町福祉部福祉課
〒061-0234 石狩郡当別町西町32番地2
当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内
電話 : 0133-25-2665
FAX : 0133-25-5018

